

# 知立市耐震改修促進計画 (2021 - 2030)

2021 年 3 月

知 立 市



# 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| <b>序 章 はじめに</b>             | 1  |
| 1. 計画策定の背景 .....            | 1  |
| 2. 計画の位置づけ .....            | 2  |
| 3. 知立市における地震被害の想定 .....     | 3  |
| 4. 耐震改修促進法改正の概要 .....       | 6  |
| <b>第1章 計画の基本的事項</b>         | 7  |
| 1. 対象となる区域、計画期間、対象建築物 ..... | 7  |
| <b>第2章 耐震化の現状及び目標</b>       | 13 |
| 1. 耐震化の現状 .....             | 13 |
| 2. 耐震診断・耐震化の目標 .....        | 18 |
| <b>第3章 耐震化促進のための取り組み</b>    | 23 |
| 1. 耐震化支援策 .....             | 24 |
| 2. 耐震化等の普及・啓発 .....         | 28 |
| 3. 関連する安全対策 .....           | 34 |
| <b>第4章 耐震化の推進に向けて</b>       | 41 |
| 1. 耐震化及び減災化に向けた役割分担 .....   | 41 |
| 2. 促進体制 .....               | 42 |
| 3. 計画の進捗状況の確認 .....         | 43 |
| <b>参考資料</b>                 | 44 |

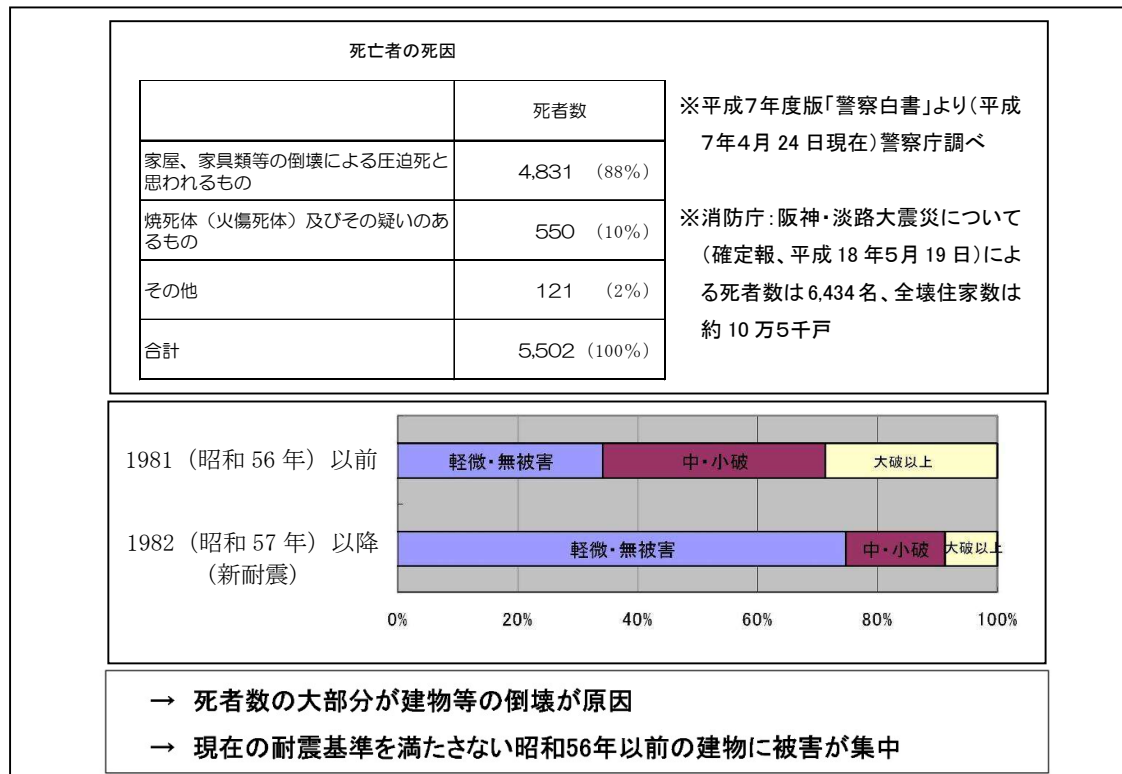


# 序章 はじめに

## 1. 計画策定の背景

1995 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、このうち約 9 割の 4,831 人が住宅等の倒壊によるものでした。特に昭和 56 年以前に建築されたものに大きな被害が発生しました。

図 1：阪神・淡路大震災の被害状況



資料：阪神・淡路大震災による建築物等に係る被害（国土交通省）を加工して作成

阪神・淡路大震災の教訓から、建築物の耐震化の促進を重要な課題としてとらえ、2008 年（平成 20 年）3 月に「知立市耐震改修促進計画」を策定し、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する補助等、耐震化に対する様々な取り組みを進めてきました。

こうした取り組みにより市内の建築物の耐震化は着実に進んできているものの、依然として耐震性の不十分な建築物が多く残されています。

一方、近年においても、2011 年 3 月の東日本大震災、2016 年 4 月の熊本地震、2018 年 9 月の北海道胆振東部地震など、大規模な地震が頻発して甚大な被害をもたらしており、いつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

このような中、「南海トラフ巨大地震」の発生の切迫性が指摘されており、限られた時間の中で、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められています。

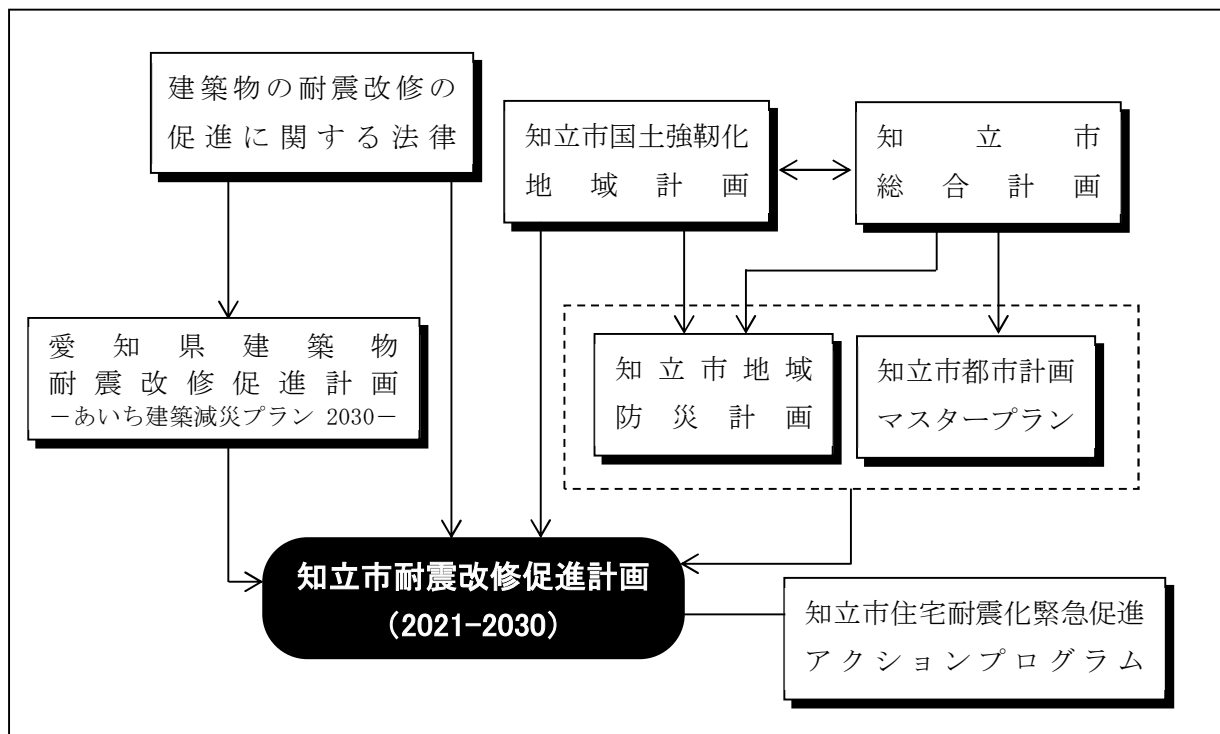
本計画は、こうした状況を踏まえ、知立市における更なる耐震化の促進に向け、2014 年度～2020 年度までを計画期間としていた「知立市耐震改修促進計画 2014」を改定し、新たな目標の設定とその実現をめざした取り組みを示すものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は「愛知県建築物耐震改修促進計画―あいち建築減災プラン 2030―」、「知立市総合計画」、「知立市国土強靱化地域計画」、「知立市都市計画マスタープラン」及び「知立市地域防災計画」を上位計画とし、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「耐震改修促進法」とします。）に基づき策定するものです。

また、本計画に定めた住宅の耐震化を強力に推進することを目的として、「知立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定しています。

図2：知立市耐震改修促進計画（2021-2030）の位置づけ



### 3. 知立市における地震被害の想定

#### (1) 想定される地震の規模及び被害の状況

南海トラフ巨大地震の発生により生じる地震の規模及び被害の状況について、被害予測調査報告書が2014年（平成26年）3月〔2015年（平成27年）12月修正〕に愛知県により公表されています。

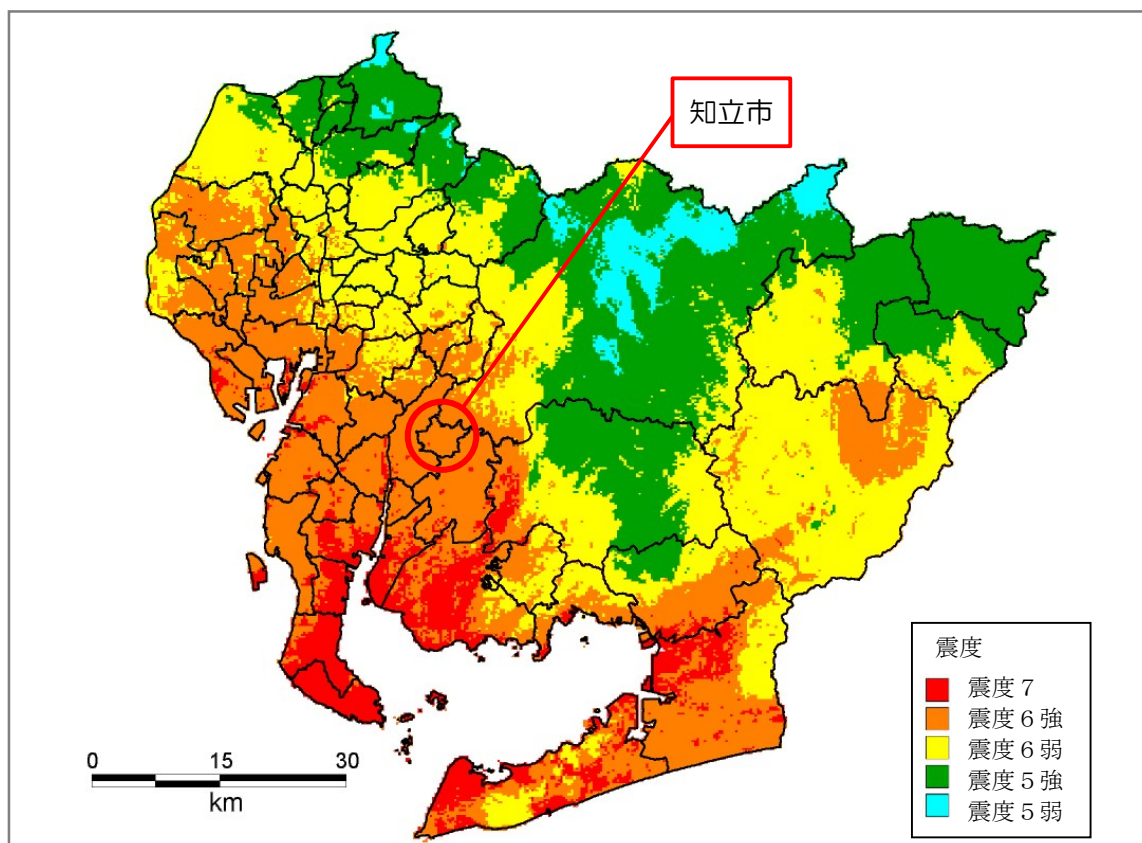
この被害想定は、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による推計結果のうち、愛知県に対して最も影響が大きいケースによるものであり、以下のモデルを用いています。

- ・震度分布及び液状化危険度の推計に用いられた強震断層モデル：マグニチュード9.0

この被害想定によると、愛知県では震度6弱、震度6強の地域が大きく広がり、沿岸部を中心に震度7が想定される地域も広く分布すると想定されています。

知立市においては、市域の大部分で震度6強の揺れになることが想定されており、一部では震度7の揺れになると想定されています。

図3：理論上最大想定モデルの地震（陸側ケース）が発生した場合の震度分布



資料：「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」2014年（平成26年）3月愛知県

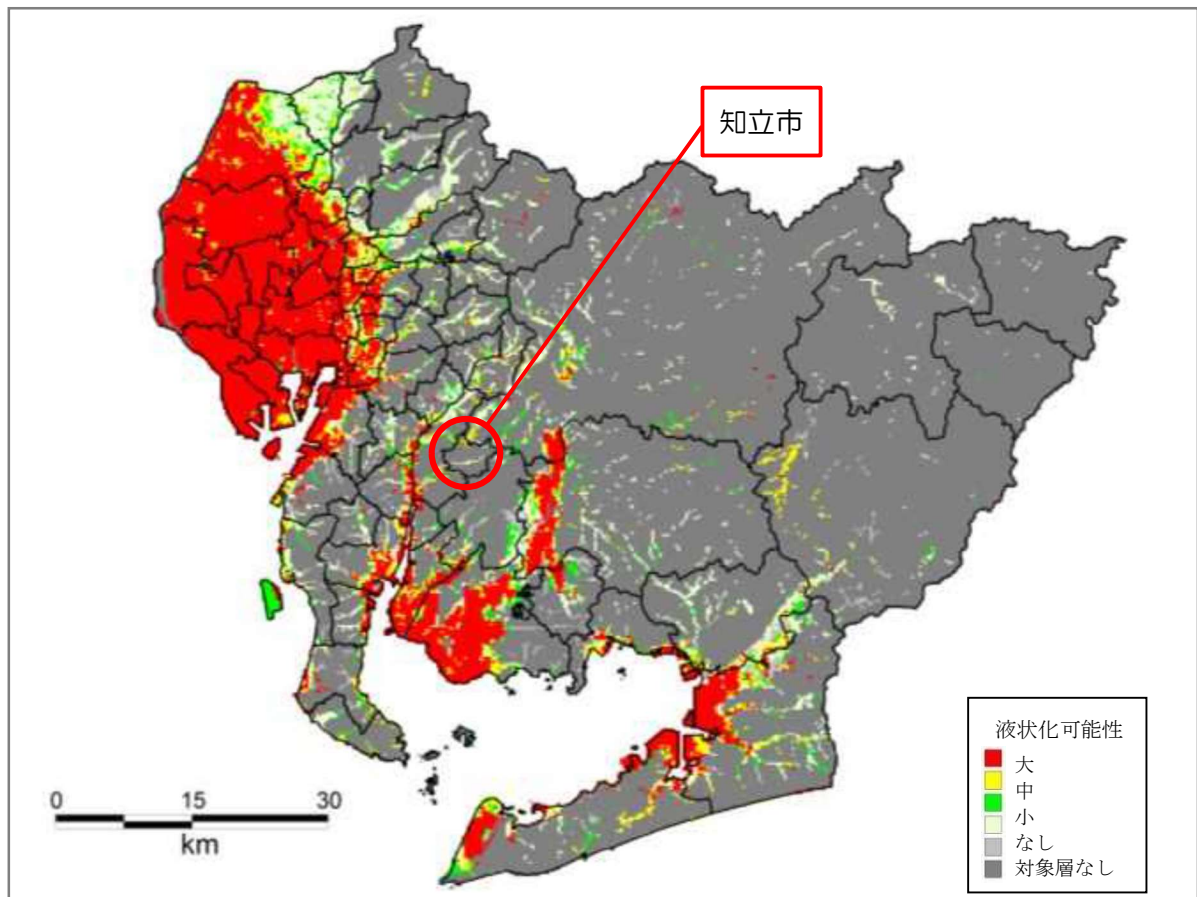
※この被害想定は2014年3月時点のものです。その後、愛知県の地域特性（海拔ゼロメートル地帯が広大である、建物被害の割合が大きい等）を考慮した検討を進めるとしています。そのため、この被害想定は、今後の愛知県が発表する被害想定と異なる場合があります。

## (2) 想定される液状化の状況

2014 年 3 月の愛知県の実定によると、濃尾平野矢作川沿い、豊川沿い等が液状化の危険度が高いものと想定されています。

知立市においては、市域の大部分の地域は「液状化の可能性なし」と想定されていますが、一部の地域では液状化の可能性大とされています。（P30 図 12 参照）

図 4：理論上最大想定モデルの地震（陸側ケース）が発生した場合の液状化危険度分布



資料:「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」2014 年（平成 26 年）3 月愛知県

※この被害想定は 2014 年 3 月時点のものです。その後、愛知県の地域特性（海拔ゼロメートル地帯が広大である、建物被害の割合が大きい等）を考慮した検討を進めるとしています。そのため、この被害想定は、今後の愛知県が発表する被害想定と異なる場合があります。

### (3) 想定される被害の状況

東海・東南海地震の発生による被害の状況は、2003年3月に愛知県防災会議地震部会が被害想定をしています。

知立市での人的被害や建物の被害については、東海・東南海地震連動の場合において、死亡者数約10人、揺れ・液状化による建物被害は、全半壊合わせて約2,650棟と想定されています。

表1：知立市における人的被害・建物被害想定概要〔2003年（平成15年）3月時点〕

| 人的被害（冬早朝5時） |       | 建物被害  |         |
|-------------|-------|-------|---------|
| 死者数         | 負傷者数  | 全壊棟数  | 半壊棟数    |
| 約10人        | 約640人 | 約550棟 | 約2,100棟 |

資料：「愛知県東海地震・東南海地震等被害予測調査報告書」  
2003年（平成15年）3月愛知県防災会議地震部会

その後、2014年3月に愛知県が南海トラフの巨大地震が発生した場合の被害想定をしています。

知立市での人的被害や建物の被害については、死亡者数約200人、全壊・焼失棟数は約4,300棟と想定されており、2003年3月の想定と比較して大きく増えています。

表2：知立市における人的被害・建物被害想定概要〔2014年（平成26年）3月時点〕

|        | 建物倒壊等 | うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物 | 浸水・津波 | うち自力脱出困難 | うち逃げ遅れ | 急傾斜地崩壊等 | 火災  | ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物 | 合計   |
|--------|-------|--------------------|-------|----------|--------|---------|-----|----------------------|------|
| 死者数（人） | 約100  | 約10                | *     | *        | *      | *       | 約30 | *                    | 約200 |

|            | 揺れ     | 液状化 | 浸水・津波 | 急傾斜地崩壊等 | 火災     | 合計     |
|------------|--------|-----|-------|---------|--------|--------|
| 全壊・焼失棟数（棟） | 約2,800 | *   | *     | *       | 約1,500 | 約4,300 |

\*は被害わずか

資料：「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」2014年（平成26年）3月愛知県

※この被害想定は愛知県が、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」による推計結果のうち、愛知県に対して最も影響が大きい次のケースを、以下の試算条件のもとに公表しているものです。

- ・震度分布及び液状化危険度の推計（陸側ケース）に用いられた強震断層モデル：マグニチュード9.0
- ・浸水想定域の推計に用いられた津波断層モデル：マグニチュード9.1

※知立市における最大被害が想定されるケース：陸側ケース、冬深夜5時

※この被害想定は2014年3月時点のものです。その後、愛知県の地域特性（海拔ゼロメートル地帯が広大である、建物被害の割合が大きい等）を考慮した検討を進めるとしています。

そのため、この被害想定は、今後の愛知県が発表する被害想定と異なる場合があります。

## 4. 耐震改修促進法改正の概要

### (1) 背景

2018 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、2018 年 11 月に耐震改修促進法施行令及び施行規則の一部改正がされ、避難路沿道の一定規模以上のブロック塀等について、建物本体と同様に、耐震診断の実施及び診断結果の報告が義務付けされました。

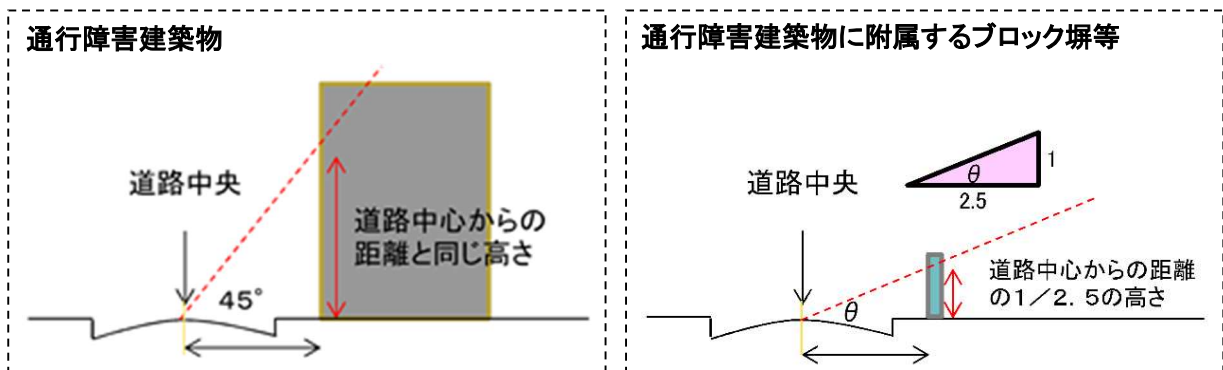


出典：国土交通省資料

### (2) 概要

地震によって倒壊した場合に、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（通行障害建築物）に、その前面道路に面する部分の長さが 25m<sup>※1</sup>を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の 2 分の 1 に相当する距離<sup>※2</sup>を加えた数値を 2.5 で除して得た数値を超えるブロック塀等であって、建物に附属するものが追加されました。

図 5：通行障害建築物とブロック塀等



資料：国土交通省資料

※1：地形、道路の構造その他の状況によりこの長さとするのが不適当である場合、8m以上 25m未満の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

※2：地形、道路の構造その他の状況によりこの距離とするのが不適当である場合、2m以上（高さ  $2 \div 2.5 = 0.8\text{m}$  以上）の範囲において、都道府県知事又は市町村長が規則で定めることができる。

## 第1章 計画の基本的事項

本計画は、地震による建築物の被害、及びこれに起因する人命や財産の損失を低減させることを目的として策定します。

そのため、本計画では、知立市における建築物の耐震化の現状を整理した上で、建築物の耐震化と減災化の目標を定めます。

さらに、この目標の実現に向けて計画的な耐震化を促進するため、国の基本方針や関連計画における目標、及び知立市において想定される地震の規模・被害状況、耐震化の現状等を考慮し、耐震化を促進するために取り組むべき施策を定めます。

また、地震に対する建築物の安全性向上に関する普及・啓発に関する事項、国・県等との連携に関する事項を定めます。

以上を本計画で定めることにより、知立市における建築物の耐震化及び減災化に取り組めます。

### 1. 対象となる区域、計画期間、対象建築物

#### (1) 対象区域

本計画の対象区域は、知立市全域とします。

#### (2) 計画期間

本計画の計画期間は、2021 年度から 2030 年度までとし、2025 年度に中間見直しを検討します。

また、計画及び事業の進捗状況や社会情勢を考慮し、必要に応じて計画内容や目標を見直します。

#### (3) 対象建築物

本計画では、すべての建築物を対象とします。特に、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅及び特定の建築物を対象に、耐震化の促進を図っていきます。

表3：対象建築物

|                 |                                              |               |  |
|-----------------|----------------------------------------------|---------------|--|
| 住宅              | 戸建て住宅、長屋、共同住宅（賃貸・分譲）を含む全ての住宅                 |               |  |
| 特定の建築物          | 耐震改修促進法第 14 条第 1 号から第 3 号に掲げる建築物を「特定の建築物」と定義 |               |  |
| ア 法*第 14 条第 1 号 | 多数の者が利用する建築物                                 | ⇒10 ページ<br>参照 |  |
| イ 法*第 14 条第 2 号 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物                       |               |  |
| ウ 法*第 14 条第 3 号 | 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物                  |               |  |

※：耐震改修促進法

#### (4) 耐震診断義務付け対象建築物

対象建築物のうち、耐震診断が義務付けられた建築物は、以下のとおりです。

「要緊急安全確認大規模建築物」の対象となる建築物は、耐震診断を実施済で、結果は、愛知県のホームページ（下記参照）で公表されています。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jutakukeikaku/youkinkyu-kouhyou.html>)

また、「要安全確認計画記載建築物」は、避難路等の重要な道路沿いの建物を促進計画に記載し耐震診断を義務化するものです。

表 4：耐震診断義務付け対象建築物

|                      |                                                                                                                                                                                                                                          |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>要緊急安全確認大規模建築物</b> | 耐震改修促進法附則第 3 条第 1 項各号に示される建築物で、<br>(昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のもの) <ul style="list-style-type: none"><li>・病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの</li><li>・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なものうち、政令で定める規模以上の既存耐震不適格建築物</li></ul> |
| <b>要安全確認計画記載建築物</b>  | 耐震改修促進法第 7 条各号に示される建築物で、<br>(昭和 56 年 5 月 31 日以前着工のもの) <ul style="list-style-type: none"><li>・地震発生時に通行を確保すべき道路のうち、特に重要な避難路に接する通行障害建築物、及び建物に附属するブロック塀等</li><li>・県が指定する庁舎、避難所等の防災拠点建築物</li></ul>                                            |

表5：規制対象建築物の規制内容

|                                                                                                 | 耐震診断           |                   |               |                                                 | 耐震改修                            |               |                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------------------|---------------|-------------------------------------------------|---------------------------------|---------------|-------------------------------------------|
|                                                                                                 | 所有者            | 所管行政庁             |               |                                                 | 所有者                             | 所管行政庁         |                                           |
|                                                                                                 |                | 勧告命令<br>・<br>結果公表 | 指導<br>・<br>助言 | 指示<br>・<br>公表                                   |                                 | 指導<br>・<br>助言 | 指示<br>・<br>公表                             |
| <b>A: 要緊急安全確認<br/>大規模建築物</b><br>(不特定多数の者が利用する大規模建築物等であって耐震不明建築物でもあるもの)                          | 義務<br>※1<br>※3 | ○<br>※3           |               |                                                 | 努力義務<br>(地震に対する安全性向上を図る必要があるとき) | ○             | ○                                         |
| <b>B: 要安全確認計画<br/>記載建築物</b><br>(地方公共団体が定める特に重要な通行障害建築物・防災拠点であって耐震不明建築物でもあるもの)                   | 義務<br>※2<br>※4 | ○<br>※4           |               |                                                 |                                 | ○             | ○                                         |
| <b>C: 特定既存耐震不適格建築物</b><br>(多数の者が利用する一定規模以上の建築物、地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物等であって耐震関係規定に適合しない建築物) | 努力義務<br>※6     |                   | ○<br>※6       | ○<br>(地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る)<br>※5 |                                 | ○             | ○<br>(地震に対する安全性向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る) |
| <b>D: 既存耐震不適格建築物</b><br>(住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しない全ての建築物)                                        | 努力義務           |                   | ○             |                                                 | 努力義務<br>(必要に応じ)                 | ○             |                                           |

CはAを包含し、Bを除いている。右欄はCであってA以外のものについて記載。

DはA、B、Cを包含している。右欄はDであってA、B、C以外のものについて記載。

※1：報告期限は2015年（平成27年）12月31日までと義務付けられており、県で2017年（平成29年）に結果が公表〔2019年（令和元年）に更新〕

※2：報告期限は地方公共団体が定める期限までとする。

※3：次ページ表の桃色枠が該当

※4：次ページ表の橙色枠が該当

※5：次ページ表の黄色枠が該当

※6：次ページ表の水色枠が該当

表6：耐震診断義務付け等となる建築物の区分

| 用途                                                      |                                              | 法<br>第<br>14<br>条 | 特定既存耐震不適格建築物<br>の要件                                                                   | 指示対象となる特定既存耐震<br>不適格建築物の要件          | 耐震診断義務の要緊急安全<br>確認大規模建築物・要安全確<br>認計画記載建築物の要件                                                  |
|---------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 学<br>校                                                  | 小学校、中学校、義務教育学校、<br>中等教育学校の前期課程若しくは<br>特別支援学校 | 第<br>1<br>号       | 階数2 以上かつ 1,000 ㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む)                                                   | 階数2 以上かつ 1,500 ㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む) | 階数2 以上かつ 3,000 ㎡以上<br>(屋内運動場の面積を含む)                                                           |
|                                                         | 上記以外の学校                                      |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 体育館(一般公共の用に供されるもの)                                      |                                              |                   | 階数1 以上かつ 1,000 ㎡以上                                                                    | 階数1 以上かつ 2,000 ㎡以上                  | 階数1 以上かつ 5,000 ㎡以上                                                                            |
| ボーリング場、スケート場、水泳場その他<br>これらに類する運動施設                      |                                              |                   | 階数3 以上かつ 1,000 ㎡以上                                                                    | 階数3 以上かつ 2,000 ㎡以上                  | 階数3 以上かつ 5,000 ㎡以上                                                                            |
| 病院、診療所                                                  |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                          |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 集会場、公会堂                                                 |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 展示場                                                     |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 卸売市場                                                    |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 百貨店、マーケットその他の物品販売業<br>を営む店舗                             |                                              |                   |                                                                                       | 階数3 以上かつ 2,000 ㎡以上                  | 階数3 以上かつ 5,000 ㎡以上                                                                            |
| ホテル、旅館                                                  |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る。)寄宿舎、下宿<br>事務所                             |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホ<br>ームその他これらに類するもの                    |                                              |                   | 階数2 以上かつ 1,000 ㎡以上                                                                    | 階数2 以上かつ 2,000 ㎡以上                  | 階数2 以上かつ 5,000 ㎡以上                                                                            |
| 老人福祉センター、児童厚生施設、身体<br>障害者福祉センターその他これらに類す<br>るもの         |                                              |                   | 階数2 以上かつ 500 ㎡以上                                                                      | 階数2 以上かつ 750 ㎡以上                    | 階数2 以上かつ 1,500 ㎡以上                                                                            |
| 幼稚園、幼保連携型認定こども園、<br>保育所                                 |                                              |                   | 階数3 以上かつ 1,000 ㎡以上                                                                    | 階数3 以上かつ 2,000 ㎡以上                  | 階数3 以上かつ 5,000 ㎡以上                                                                            |
| 博物館、美術館、図書館                                             |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 遊技場                                                     |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 公衆浴場                                                    |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、<br>ダンスホールその他これらに類するもの             |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他こ<br>れらに類するサービス業を営む店舗                  |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 工場(危険物の貯蔵所又は処理場の用途<br>に供する建築物を除く。)                      |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の<br>発着場を構成する建築物で旅客の乗降<br>又は待合の用に供するもの |                                              |                   |                                                                                       | 階数3 以上かつ 2,000 ㎡以上                  | 階数3 以上かつ 5,000 ㎡以上                                                                            |
| 自動車車庫その他の自動車又は自転車<br>の停留又は駐車のための施設                      |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 保健所、税務署その他これらに類する公<br>益上必要な建築物                          |                                              |                   |                                                                                       |                                     |                                                                                               |
| 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供<br>する建築物                              |                                              | 第<br>2<br>号       | 政令で定める数量以上の危<br>険物を貯蔵又は処理するす<br>べての建築物                                                | 500 ㎡以上                             | 階数1 以上かつ 5,000 ㎡以上<br>(敷地境界線から一定距離以<br>内に存する建築物に限る)                                           |
| 地震発生時に通行を確保すべき道路に<br>接する通行障害建築物                         |                                              | 第<br>3<br>号       | 耐震改修促進計画で指定す<br>る避難路の沿道建築物であ<br>って、前面道路幅員の 1/2 超<br>の高さの建築物(道路幅員が<br>12m 以下の場合は 6m 超) | 左に同じ                                | 耐震改修促進計画で指定す<br>る重要な避難路の沿道建築<br>物であって、前面道路幅員の<br>1/2 超の高さの建築物(道路<br>幅員が 12m 以下の場合は 6m<br>超)   |
| 防災拠点である建築物                                              |                                              |                   |                                                                                       |                                     | 耐震改修促進計画で指定す<br>る大規模な地震が発生した<br>場合においてその利用を確<br>保することが公益上必要な、<br>病院、官公署、災害応急対策<br>に必要な施設等の建築物 |

※対象は旧耐震建築物

**(5) 地震発生時に通行を確保すべき道路の指定**

本計画における「地震発生時に通行を確保すべき道路」は、県計画で指定されている「愛知県地域防災計画で定める緊急輸送道路」と耐震改修促進法第6条第3項2号に基づき本計画で指定する「知立市地域防災計画で定める緊急輸送道路」からなります。なお、県指定の耐震改修義務付け路線部分との重複を避けて指定します。

● 愛知県が指定する緊急輸送道路(耐震改修促進法第5条第3項第2号及び第3号)

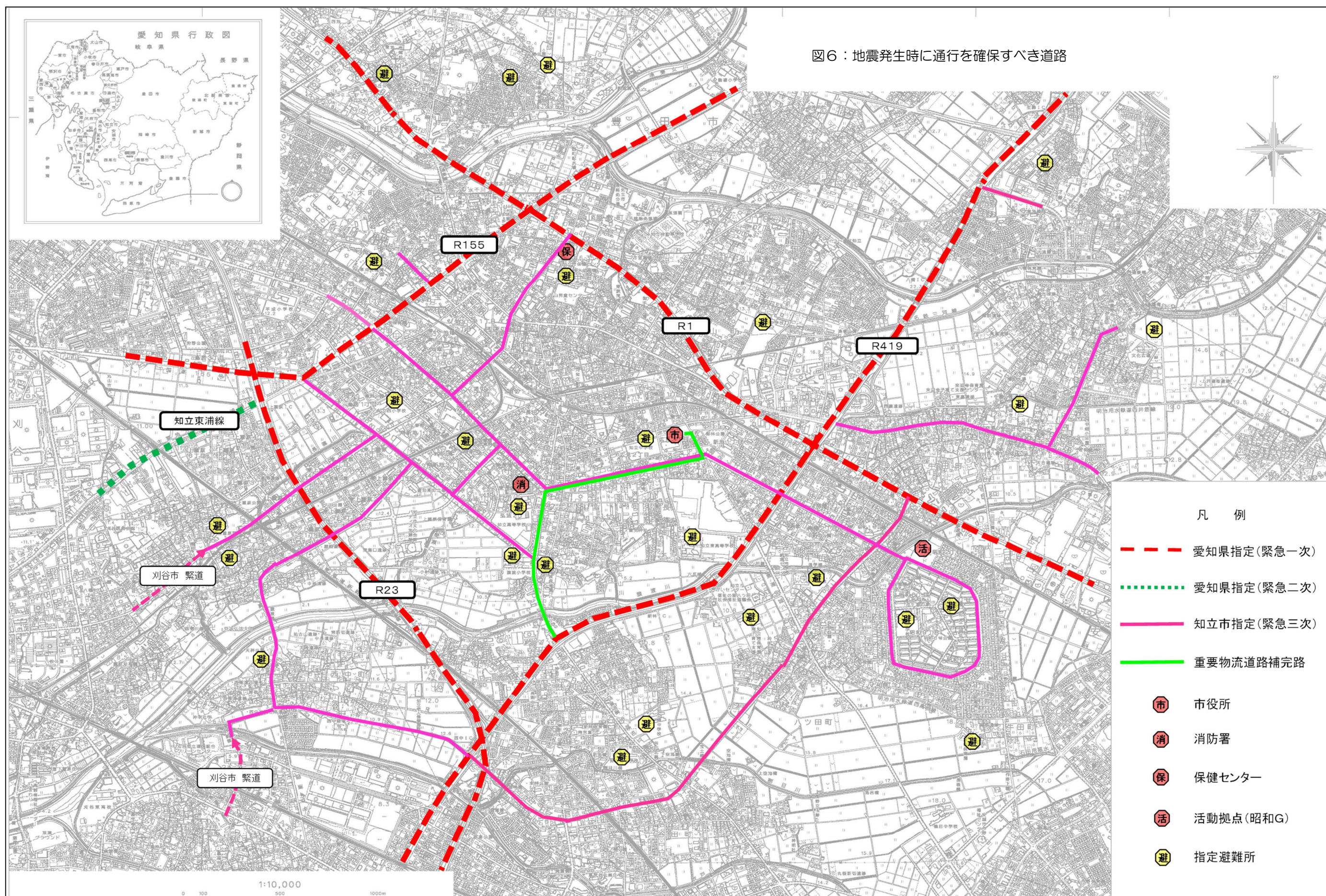
大規模な地震が発生した場合に、避難・救助をはじめ、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するため、非常事態に対応した交通の確保を図ることを目的に設定される道路です。

これには、「愛知県建築物耐震改修促進計画」に定められているように、「愛知県地域防災計画」で定められる第1次、第2次緊急輸送道路が該当します。

● 知立市が指定する緊急輸送道路等(耐震改修促進法第6条第3項第2号)

知立市が指定する緊急輸送道路等は「知立市地域防災計画」に定められており、隣接市町村と市内の要所(庁舎、幹部交番、消防署、防災拠点等)を有機的に結ぶ主要道路を選定し、緊急輸送道路として指定しています。

図6：地震発生時に通行を確保すべき道路



第2章 耐震化の現状及び目標

1. 耐震化の現状

建築物の構造耐力に関しては、建築基準法及び建築基準法施行令で定められています。これらの法令は逐次改正されてきましたが、特に耐震性に関しては、1981年（昭和56年）6月に大きく改正されました。この改正では、「新耐震設計法の導入（層間変形角、偏心率・剛性率、保有水平耐力、風圧力の見直し、地震力の見直し）」、「木造建築物に対する軟弱地盤における基礎の強化、筋かいの寸法の規定の改正、見付面積必要量の合理化」、「RC造建築物等に対する柱の帯筋比、耐力壁の構造規制」等が行われ、「耐震」に対する考えが根本的に変更されました。

この基準によって建築された建築物は、阪神・淡路大震災等その後の大きな地震でも概ね耐震性を有するとされ、2016年4月に発生した熊本地震において、この改正の前に建築された建築物について、倒壊の割合が高く、改めて建築物の耐震化の重要性が明らかになりました。

このことから、本計画では、昭和57年以降に建築された建築物は「耐震性がある」とします。また、昭和56年以前に建築された建築物でも、地震に対する安全性があると判断されるものについては「耐震性がある」とします。

(1) 住宅の耐震化の現状及び耐震診断・耐震改修費助成の実施状況

① 住宅の耐震化の状況

知立市内における住宅の耐震化の状況は、住宅総数18,780件のうち、耐震性があると判断されるものは15,438件となっており、耐震化率（建築物総数に対する、耐震性のある建築物の割合。以下同じ。）は、82%であると推計されます。2013年（平成25年）3月策定の前回計画の76%と比較して耐震化が進んでいることが判ります。

表7：住宅の耐震化の状況 (単位：件)

|     |          | 総数     | 昭和57年以降建築<br>(耐震性あり) | 昭和56年以前建築 |       |       | 耐震性のある住宅数 |     |
|-----|----------|--------|----------------------|-----------|-------|-------|-----------|-----|
|     |          |        |                      | 耐震性あり     | 耐震性なし |       | 耐震化率      |     |
|     |          | ①      | ②                    | ③         | ④     | ⑤     | ⑥=②+④     | ⑥/① |
| 木造  | 戸建       | 10,588 | 7,270                | 3,318     | 328   | 2,990 | 7,598     | 72% |
|     | 共同住宅     | 409    | 281                  | 128       | 4     | 124   | 285       | 70% |
| 非木造 | 戸建       | 3,486  | 2,836                | 650       | 533   | 117   | 3,369     | 96% |
|     | 共同住宅(賃貸) | 1,265  | 1,098                | 167       | 137   | 30    | 1,235     | 97% |
|     | 共同住宅(分譲) | 3,032  | 2,589                | 443       | 362   | 81    | 2,951     | 97% |
| 合計  |          | 18,780 | 14,074               | 4,706     | 1,364 | 3,342 | 15,438    | 82% |

※知立市資料による集計

※住宅数の集計方法：住宅数は2020年1月現在の知立市資料及び県計画で用いている耐震化率をもとに次の区分で集計しています。

| 集計区分 |          | 知立市資料での用途の区分                             |
|------|----------|------------------------------------------|
| 木造   | 戸建       | 専用住宅普通、併用住宅（住所番が同一のものをまとめ、建築年は最も古いものとする） |
|      | 共同住宅     | 共同住宅                                     |
| 非木造  | 戸建       | 住宅（“分譲マンション”を除く）                         |
|      | 共同住宅(賃貸) | アパート                                     |
|      | 共同住宅(分譲) | 住宅のうち所在地・建築年が同一のものを“分譲マンション”とする          |

## ②耐震診断・耐震改修費助成の実施状況

昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された（改正前の耐震基準で建築された）木造住宅を対象に、2002 年度から耐震診断を、2003 年度から耐震改修費補助を実施しています。また、2008 年度から非木造住宅を対象に耐震診断・耐震改修費補助を実施しています。これにより 2019 年度までに 2,039 棟の耐震診断を実施し、そのうち、215 件（木造住宅 214 件、非木造住宅 1 件）が市の改修費補助を受けて耐震改修工事を行っています。

他にも簡易改修 4 件、段階改修 2 件、木造解体 33 件、シェルター等設置 9 件、ブロック塀等撤去 18 件の補助を行いました。

表 8：知立市耐震診断の結果

(単位：棟)

| 年度<br>(平成) | 耐震性あり     |           |           |           |           |           | 耐震性なし     |           |           |           |           |           | 総計    |
|------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------|
|            | 木造        |           | 非木造       |           | 小計        |           | 木造        |           | 非木造       |           | 小計        |           |       |
|            | 件数<br>(件) | 割合<br>(%) | 件数<br>(件) | 割合<br>(%) | 件数<br>(件) | 割合<br>(%) | 件数<br>(件) | 割合<br>(%) | 件数<br>(件) | 割合<br>(%) | 件数<br>(件) | 割合<br>(%) |       |
| 2002(14)   | 4         | 13.3      | —         | —         | 4         | 13.3      | 26        | 86.7      | —         | —         | 26        | 86.7      | 30    |
| 2003(15)   | 29        | 9.7       | —         | —         | 29        | 9.7       | 271       | 90.3      | —         | —         | 271       | 90.3      | 300   |
| 2004(16)   | 13        | 4.3       | —         | —         | 13        | 4.3       | 287       | 95.7      | —         | —         | 287       | 95.7      | 300   |
| 2005(17)   | 19        | 5.4       | —         | —         | 19        | 5.4       | 331       | 94.6      | —         | —         | 331       | 94.6      | 350   |
| 2006(18)   | 0         | 0         | —         | —         | 0         | 0         | 118       | 100       | —         | —         | 118       | 100       | 118   |
| 2007(19)   | 1         | 0.6       | —         | —         | 1         | 0.6       | 178       | 99.4      | —         | —         | 178       | 99.4      | 179   |
| 2008(20)   | 0         | 0         | 1         | 100       | 1         | 0.5       | 207       | 100       | 0         | 0         | 207       | 99.5      | 208   |
| 2009(21)   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 86        | 100       | 0         | 0         | 86        | 100       | 86    |
| 2010(22)   | 2         | 3.6       | 0         | 0         | 2         | 3.6       | 53        | 96.4      | 0         | 0         | 53        | 96.4      | 55    |
| 2011(23)   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 91        | 100       | 1         | 100       | 92        | 100       | 92    |
| 2012(24)   | 1         | 2.1       | 0         | 0         | 1         | 2.0       | 47        | 97.9      | 1         | 100       | 48        | 98.0      | 49    |
| 2013(25)   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 40        | 100       | 0         | 0         | 40        | 100       | 40    |
| 2014(26)   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 48        | 100       | 0         | 0         | 48        | 100       | 48    |
| 2015(27)   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 42        | 100       | 0         | 0         | 42        | 100       | 42    |
| 2016(28)   | 1         | 2.1       | 0         | 0         | 1         | 2.1       | 47        | 97.9      | 0         | 0         | 47        | 97.9      | 48    |
| 2017(29)   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 41        | 100       | 0         | 0         | 41        | 100       | 41    |
| 2018(30)   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 25        | 100       | 0         | 0         | 25        | 100       | 25    |
| 2019(31)   | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 0         | 28        | 100       | 0         | 0         | 28        | 100       | 28    |
| 合計         | 70        | 3.4       | 1         | 0.05      | 70        | 4.0       | 1966      | 96.4      | 2         | 0.1       | 1968      | 96.5      | 2,039 |

※：2007 年度以前は非木造の耐震診断を実施していない

※：非木造は、2008 年度が戸建住宅 1 棟(耐震性あり、2011 年度が賃貸共同住宅 1 棟(32 戸):耐震性なし、2012 年度が賃貸共同住宅 1 棟(24 戸):耐震性なし

表9：知立市耐震改修費補助対象工事費（木造戸建て住宅）の状況（単位：件）

| 年度<br>(平成) | 60万円<br>未満 | 60～<br>100万円 | 100～<br>150万円 | 150～<br>200万円 | 200万円<br>以上 | 合計  | 平均工事費<br>(千円) |
|------------|------------|--------------|---------------|---------------|-------------|-----|---------------|
| 2003(15)   | 0          | 0            | 2             | 2             | 2           | 6   | 1,864         |
| 2004(16)   | 0          | 0            | 3             | 2             | 1           | 6   | 1,720         |
| 2005(17)   | 2          | 5            | 12            | 1             | 5           | 25  | 1,737         |
| 2006(18)   | 0          | 6            | 6             | 2             | 5           | 19  | 1,498         |
| 2007(19)   | 0          | 0            | 1             | 2             | 3           | 6   | 1,874         |
| 2008(20)   | 0          | 2            | 0             | 0             | 5           | 7   | 2,389         |
| 2009(21)   | 0          | 4            | 9             | 1             | 10          | 24  | 2,206         |
| 2010(22)   | 0          | 2            | 1             | 1             | 4           | 8   | 2,034         |
| 2011(23)   | 0          | 4            | 19            | 8             | 15          | 46  | 1,768         |
| 2012(24)   | 0          | 0            | 2             | 6             | 7           | 15  | 2,517         |
| 2013(25)   | 0          | 0            | 2             | 3             | 9           | 14  | 2,335         |
| 2014(26)   | 0          | 0            | 0             | 1             | 4           | 5   | 3,196         |
| 2015(27)   | 0          | 0            | 0             | 0             | 9           | 9   | 3,510         |
| 2016(28)   | 0          | 0            | 0             | 4             | 7           | 11  | 3,104         |
| 2017(29)   | 0          | 0            | 1             | 0             | 4           | 5   | 4,934         |
| 2018(30)   | 0          | 0            | 0             | 1             | 2           | 3   | 3,584         |
| 2019(31)   | 0          | 0            | 3             | 1             | 1           | 5   | 1,639         |
| 合計         | 2          | 23           | 55            | 25            | 57          | 214 | 2,465         |

※：非木造は、2012年度に賃貸共同住宅1棟(32戸)が実施されている。2013年以降は実績なし。

(2) 建築物の現状

① 多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

2020 年度時点の知立市内における耐震改修促進法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する建築物は、耐震化率が 93%であり、耐震性がないもの・耐震性が確認されていないものは 24 棟となっています。

表 10：多数の者が利用する建築物の耐震化の状況

(単位：棟)

| 耐震<br>改修<br>促進法             | 政令第<br>6条第<br>2項 | 用 途                                             |                                      | 公共所有の建築物                     |       |       |      |    |       | 民間建築物 |      |     |       | 合計    |      |     |       |       |      |
|-----------------------------|------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|-------|-------|------|----|-------|-------|------|-----|-------|-------|------|-----|-------|-------|------|
|                             |                  |                                                 |                                      | うち市有建築物<br>(衣浦東部広域連合所有のもの含む) |       |       |      |    |       |       |      |     |       |       |      |     |       |       |      |
|                             |                  |                                                 |                                      | 計                            | 耐震性あり | 耐震性なし | 耐震化率 | 計  | 耐震性あり | 耐震性なし | 耐震化率 | 計   | 耐震性あり | 耐震性なし | 耐震化率 | 計   | 耐震性あり | 耐震性なし | 耐震化率 |
| 第<br>14<br>条<br>第<br>1<br>号 | 第 1 号            | 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所                             |                                      | 6                            | 6     |       | 100% | 6  | 6     |       | 100% | 4   | 4     |       | 100% | 10  | 10    |       | 100% |
|                             | 第 2 号            | 小学校等                                            | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 16                           | 16    |       | 100% | 16 | 16    |       | 100% |     |       |       |      | 16  | 16    |       | 100% |
|                             |                  | 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの                |                                      |                              |       |       |      |    |       |       | 8    | 8   |       | 100%  | 8    | 8   |       | 100%  |      |
|                             |                  | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設         |                                      | 2                            | 2     |       | 100% | 2  | 2     |       | 100% | 2   | 2     |       | 100% | 4   | 4     |       | 100% |
|                             | 第 3 号            | 学校                                              | 第 2 号以外の学校                           | 8                            | 8     |       | 100% |    |       |       |      | 7   | 7     |       | 100% | 15  | 15    |       | 100% |
|                             |                  | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                  |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      | 1   | 1     |       | 100% | 1   | 1     |       | 100% |
|                             |                  | 病院、診療所                                          |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      | 11  | 11    |       | 100% | 11  | 11    |       | 100% |
|                             |                  | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                  |                                      | 1                            | 1     |       | 100% | 1  | 1     |       | 100% |     |       |       |      | 1   | 1     |       | 100% |
|                             |                  | 集会場、公会堂                                         |                                      | 1                            | 1     |       | 100% | 1  | 1     |       | 100% |     |       |       |      | 1   | 1     |       | 100% |
|                             |                  | 展示場                                             |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      |     |       |       |      |     |       |       |      |
|                             |                  | 卸売市場                                            |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      |     |       |       |      |     |       |       |      |
|                             |                  | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗                          |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      | 15  | 13    | 2     | 87%  | 15  | 13    | 2     | 87%  |
|                             |                  | ホテル、旅館                                          |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      | 6   | 5     | 1     | 83%  | 6   | 5     | 1     | 83%  |
|                             |                  | 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿                           |                                      | 5                            | 5     |       | 100% | 5  | 5     |       | 100% | 169 | 155   | 14    | 92%  | 174 | 160   | 14    | 92%  |
|                             |                  | 事務所                                             |                                      | 2                            | 2     |       | 100% | 1  | 1     |       | 100% | 22  | 20    | 2     | 91%  | 24  | 22    | 2     | 92%  |
|                             |                  | 博物館、美術館、図書館                                     |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      |     |       |       |      |     |       |       |      |
|                             |                  | 遊技場                                             |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      | 3   | 3     |       | 100% | 3   | 3     |       | 100% |
|                             |                  | 公衆浴場                                            |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      |     |       |       |      |     |       |       |      |
|                             |                  | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの         |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      |     |       |       |      |     |       |       |      |
|                             |                  | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗              |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      | 4   | 4     |       | 100% | 4   | 4     |       | 100% |
|                             |                  | 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）                   |                                      | 1                            | 1     |       | 100% | 1  | 1     |       | 100% | 32  | 27    | 5     | 84%  | 33  | 28    | 5     | 85%  |
|                             |                  | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの |                                      |                              |       |       |      |    |       |       |      |     |       |       |      |     |       |       |      |
|                             |                  | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                  |                                      | 1                            | 1     |       | 100% | 1  | 1     |       | 100% | 4   | 4     |       | 100% | 5   | 5     |       | 100% |
|                             |                  | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                      |                                      | 1                            | 1     |       | 100% | 1  | 1     |       | 100% |     |       |       |      | 1   | 1     |       | 100% |
|                             | 第 4 号            | 体育館（一般公共の用に供されるもの）                              |                                      | 7                            | 7     |       | 100% | 7  | 7     |       | 100% |     |       |       |      | 7   | 7     |       | 100% |
| 合 計                         |                  |                                                 |                                      | 51                           | 51    |       | 100% | 42 | 42    |       | 100% | 288 | 264   | 24    | 92%  | 339 | 315   | 24    | 93%  |

## ② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物の耐震化の状況

2020年度時点での、知立市内における耐震改修促進法第14条第2号に規定する危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物は、10棟存在します。

表11：危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物

| 耐震改修促進法 | 政令第7条第2項 | 危険物の種類                            | 棟  |
|---------|----------|-----------------------------------|----|
| 第14条第2号 | 第2号      | 消防法第2条第7項に規定する危険物                 | 9  |
|         | 第3号      | 危険物の規制に関する政令 別表第四備考第六号に規定する可燃性固体類 | 1  |
| 合計      |          |                                   | 10 |

※ 公共が所有する建築物には該当するものではありません。また、14ページに示す危険物の種類の分類について、ここに示す他に該当するものではありません。

## ③ 地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物の耐震化の状況

2020年度時点での、知立市内における耐震改修促進法第14条第3号に規定する地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物は、74棟となっています。

表12：地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物

|     |      | 棟  |
|-----|------|----|
| 木造  | 戸建   | 25 |
|     | 共同住宅 | 0  |
|     | 住宅以外 | 0  |
| 非木造 | 戸建   | 21 |
|     | 共同住宅 | 3  |
|     | 住宅以外 | 22 |
| 不明※ |      | 3  |
| 合計  |      | 74 |

※詳細が不明のものについては、全て「耐震性なし」としています。

## ④ 市有建築物の耐震化の状況

耐震改修促進法第14条第1号の規定に該当しない規模の建築物を含め、昭和56年以前に建築された市有建築物は、31件あります。現在は全ての建築物が耐震性ありとなっています。

## 2. 耐震診断・耐震化の目標

### (1) 住宅の目標

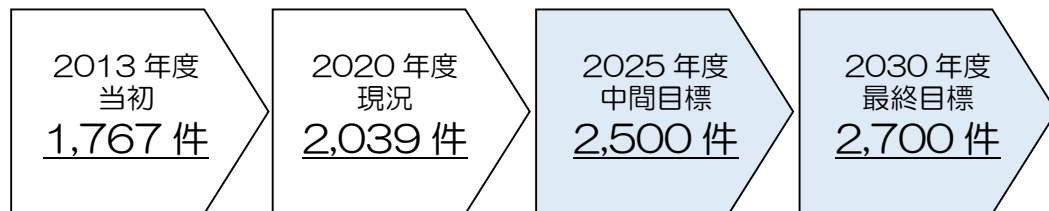
2019 年度までに耐震診断が実施された住宅は、2,039 件（木造戸建住宅 2,036 件、非木造戸建住宅 1 件、非木造賃貸共同住宅 2 件）です。

なお、昭和 56 年以前に建築された住宅総数は、約 4,700 件であり、2,700 件近くの住宅で耐震診断が実施されていません。

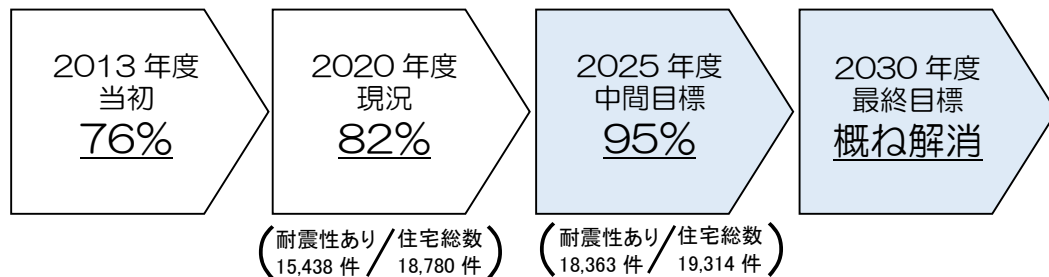
今後は、100 件/年程度の耐震診断を進めることを目指して、住宅の耐震診断の目標を、2025 年度までに 2,500 件、2030 年度までに 2,700 件とします。

また、耐震化率の目標については、2025 年度までに 95%解消、2030 年度までに概ね解消とします。

#### ■住宅の耐震診断の目標



#### ■住宅の耐震化率の目標



2020年の現況に対して、中間目標年次である2025年度までに目標とする耐震性のある住宅数18,363件の内訳は、以下のとおりです。この内、過去の傾向から建替等により耐震化される住宅を除くと、何らかの施策を必要とする住宅数は、1,682件となります。

表13：2025年度に目標とする耐震性のある住宅数の内訳

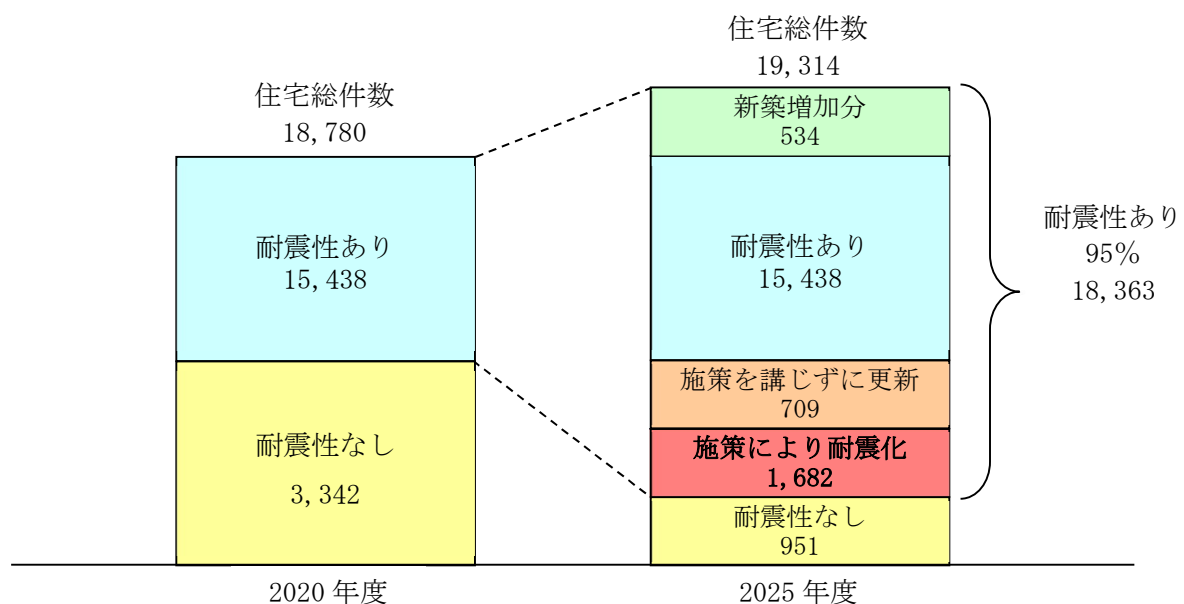
(単位：件)

| 区分  |          | 現況<br>(2020年度) |           | 中間目標<br>(2025年度) |           | 目標<br>(2030年度) | 耐震目標達成のために必要な住宅数 | 特に施策を講じなくても耐震化される住宅数 |     | 今後、耐震化施策が必要な住宅数 |
|-----|----------|----------------|-----------|------------------|-----------|----------------|------------------|----------------------|-----|-----------------|
|     |          | 耐震化率           | 耐震性のある住宅数 | 耐震化率             | 耐震性のある住宅数 | 耐震化率           |                  |                      |     |                 |
|     |          |                |           |                  |           |                |                  |                      |     |                 |
|     |          |                | ②         |                  | ①         |                | ③=<br>①-②        | ④                    | ⑤   | ⑥=<br>③-④-⑤     |
| 木造  | 戸建       | 72%            | 7,598     | 93%              | 10,127    | 概ね解消           | 2,529            | 301                  | 676 | 1,552           |
|     | 共同住宅     | 70%            | 285       | 93%              | 392       |                | 107              | 12                   | 25  | 70              |
| 非木造 | 戸建       | 97%            | 3,369     | 98%              | 3,513     |                | 144              | 99                   | 7   | 38              |
|     | 共同住宅(賃貸) | 98%            | 1,235     | 98%              | 1,275     |                | 40               | 36                   | 0   | 4               |
|     | 共同住宅(分譲) | 97%            | 2,951     | 98%              | 3,056     |                | 105              | 86                   | 1   | 18              |
| 合 計 |          | 82%            | 15,438    | 95%              | 18,363    | 概ね解消           | 2,925            | 534                  | 709 | 1,682           |
|     |          |                |           |                  |           |                |                  | 1,243                |     |                 |

※1 知立市都市計画マスタープランの将来人口フレームをもとに、2020年(令和2年)の人口・世帯数より算出した住宅数割合をもとに推計を行っています。

※2 住宅土地統計調査をもとに推計を行っています。

図7：2025年度に目標とする耐震性のある住宅数の内訳のイメージ



## (2) 建築物の目標

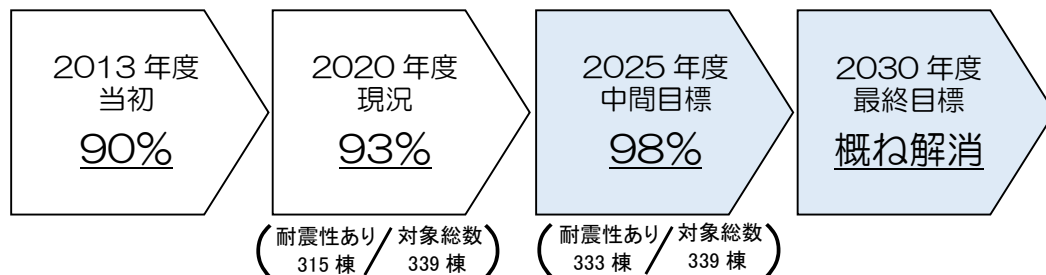
### ① 多数の者が利用する建築物の目標

多数の者が利用する建築物のうち、耐震性のないもの・耐震性が確認されていないものは 24 棟あります。

また、耐震化率の目標について、2006 年（平成 18 年）1 月〔2018 年（平成 30 年）12 月改正〕に国が定めた「建築物の耐震化を図るための基本的な方針」では、2025 年度までに耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物を概ね解消するとされています。

知立市では、多数の者が利用する建築物について、引き続き耐震化を進めることにより、耐震化率を 2025 年度に 98%、2030 年度までに概ね解消することを目標とします。

#### ■耐震化率



用途分類ごとの耐震化の目標は、下表に示すとおりです。

表 14：多数の者が利用する建築物の耐震化目標

(単位：棟)

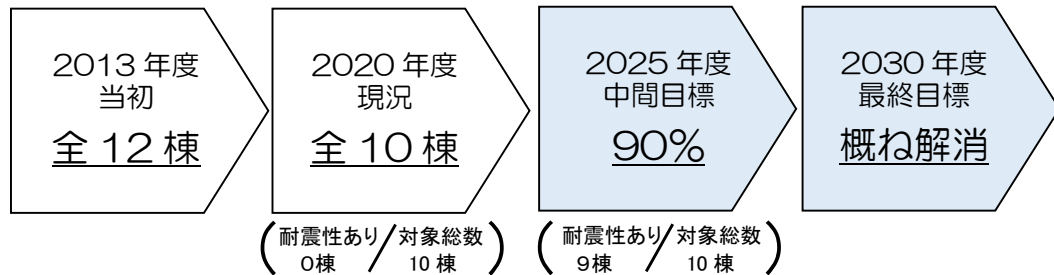
| 耐震<br>改修<br>促進法 | 政令第<br>6 条第<br>2 項 | 用 途                                             |                                      | 2020 年度      |      |              |      |         |      | 2025 年度耐震化目標 |      |              |      |              |      |
|-----------------|--------------------|-------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------|------|--------------|------|---------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
|                 |                    |                                                 |                                      | 公共建築物        |      | 民間建築物        |      | 合計      |      | 公共建築物        |      | 民間建築物        |      | 合計           |      |
|                 |                    |                                                 |                                      | 耐震性あり/<br>総数 | 耐震化率 | 耐震性あり/<br>総数 | 耐震化率 | 計       | 耐震化率 | 耐震性あり/<br>総数 | 耐震化率 | 耐震性あり/<br>総数 | 耐震化率 | 耐震性あり/<br>総数 | 耐震化率 |
| 第 14 条 第 1 号    | 第 1 号              | 幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所                             |                                      | 6/6          | 100% | 4/4          | 100% | 10/10   | 100% | 6/6          | 100% | 4/4          | 100% | 10/10        | 100% |
|                 | 第 2 号              | 小学校等                                            | 小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校 | 16/16        | 100% |              |      | 16/16   | 100% | 16/16        | 100% |              |      | 16/16        | 100% |
|                 |                    | 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの                |                                      |              |      | 8/8          | 100% | 8/8     | 100% |              |      | 8/8          | 100% | 8/8          | 100% |
|                 |                    | 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類する施設         |                                      | 2/2          | 100% | 2/2          | 100% | 4/4     | 100% | 2/2          | 100% | 2/2          | 100% | 4/4          | 100% |
|                 | 第 3 号              | 学校                                              | 第 2 号以外の学校                           | 8/8          | 100% | 7/7          | 100% | 15/15   | 100% | 8/8          | 100% | 7/7          | 100% | 15/15        | 100% |
|                 |                    | ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設                  |                                      |              |      | 1/1          | 100% | 1/1     | 100% |              |      | 1/1          | 100% | 1/1          | 100% |
|                 |                    | 病院、診療所                                          |                                      |              |      | 11/11        | 100% | 11/11   | 100% |              |      | 11/11        | 100% | 11/11        | 100% |
|                 |                    | 劇場、観覧場、映画館、演芸場                                  |                                      | 1/1          | 100% |              |      | 1/1     | 100% | 1/1          | 100% |              |      | 1/1          | 100% |
|                 |                    | 集会場、公会堂                                         |                                      | 1/1          | 100% |              |      |         |      | 1/1          | 100% |              |      | 1/1          | 100% |
|                 |                    | 展示場                                             |                                      |              |      |              |      |         |      |              |      |              |      |              |      |
|                 |                    | 卸売市場                                            |                                      |              |      |              |      |         |      |              |      |              |      |              |      |
|                 |                    | 百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗                          |                                      |              |      | 13/15        | 87%  | 13/15   | 87%  |              |      | 15/15        | 100% | 15/15        | 100% |
|                 |                    | ホテル、旅館                                          |                                      |              |      | 5/6          | 83%  | 5/6     | 83%  |              |      | 6/6          | 100% | 6/6          | 100% |
|                 |                    | 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿                           |                                      | 5/5          | 100% | 155/169      | 92%  | 160/174 | 92%  | 5/5          | 100% | 164/169      | 97%  | 169/174      | 97%  |
|                 |                    | 事務所                                             |                                      | 2/2          | 100% | 20/22        | 91%  | 22/24   | 92%  | 2/2          | 100% | 22/22        | 100% | 24/24        | 100% |
|                 |                    | 博物館、美術館、図書館                                     |                                      |              |      |              |      |         |      |              |      |              |      |              |      |
|                 |                    | 遊技場                                             |                                      |              |      | 3/3          | 100% | 3/3     | 100% |              |      | 3/3          | 100% | 3/3          | 100% |
|                 |                    | 公衆浴場                                            |                                      |              |      |              |      |         |      |              |      |              |      |              |      |
|                 |                    | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの         |                                      |              |      |              |      |         |      |              |      |              |      |              |      |
|                 |                    | 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗              |                                      |              |      | 4/4          | 100% | 4/4     | 100% |              |      | 4/4          | 100% | 4/4          | 100% |
|                 |                    | 工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）                   |                                      | 1/1          | 100% | 27/32        | 84%  | 28/33   | 85%  | 1/1          | 100% | 31/32        | 97%  | 32/33        | 97%  |
|                 |                    | 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの |                                      |              |      |              |      |         |      |              |      |              |      |              |      |
|                 |                    | 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設                  |                                      | 1/1          | 100% | 4/4          | 100% | 5/5     | 100% | 1/1          | 100% | 4/4          | 100% | 5/5          | 100% |
|                 |                    | 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物                      |                                      | 1/1          | 100% |              |      | 1/1     | 100% | 1/1          | 100% |              |      | 1/1          | 100% |
|                 | 第 4 号              | 体育館（一般公共の用に供されるもの）                              |                                      | 7/7          | 100% |              |      | 7/7     | 100% | 7/7          | 100% |              |      | 7/7          | 100% |
| 合 計             |                    |                                                 |                                      | 51/51        | 100% | 264/288      | 92%  | 315/339 | 93%  | 51/51        | 100% | 282/288      | 98%  | 333/339      | 98%  |

② 危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物の目標

危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する特定既存耐震不適格建築物は、10 棟存在しています。

今後は、耐震化を進めることにより、現状からの耐震化進捗率を 2025 年度までに 90%、2030 年度までに概ね解消することを目標とします。

■現状からの耐震化進捗率の目標

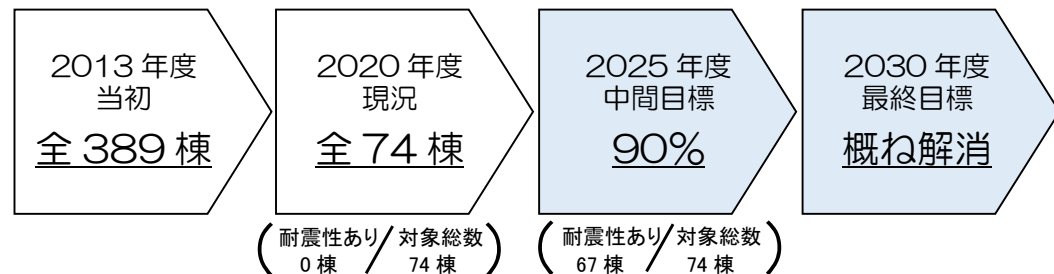


③地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害建築物の目標

地震発生時に通行を確保すべき道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物は、74 棟存在しています。

今後は、耐震化を進めることにより、現状からの耐震化進捗率を 2025 年度までに 90%、2030 年度までに概ね解消することを目標とします。

■現状からの耐震化進捗率の目標



④ その他の建築物の目標

その他の建築物については、耐震化の補助制度を検討し、愛知県と連携しながら積極的に耐震化を図ります。

## 第3章 耐震化促進のための取り組み

耐震化の目標を踏まえ、建築物の耐震化を促進するために、地震災害時の被害を最小限に抑えるという減災の視点から、耐震化を進める効果の高い施策に取り組んでいきます。

現在の耐震化の状況や耐震化の目標に向けた耐震化必要数を踏まえると、建築物の所有者等の個々の自助努力による取り組みが不可欠です。

そのため、建築物の所有者等が主体的に耐震化に取り組めるよう、耐震化へ財政的・技術的支援、普及啓発、ならびに関連する安全対策に取り組んでいきます。

### ■耐震化促進のための方策一覧

|                     | 耐震化促進の方策                                                                                                                        |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1. 耐震化支援策</b>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断・耐震改修等に係る支援事業</li> <li>・耐震改修促進税制等</li> <li>・公的機関による耐震改修支援</li> </ul>                |
| <b>2. 耐震化等の普及啓発</b> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震化の普及・啓発</li> <li>・特定既存耐震不適格建築物の耐震化の普及・啓発</li> <li>・耐震化等に関する意識啓発・情報提供</li> </ul>  |
| <b>3. 関連する安全対策</b>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地震時の予防対策</li> <li>・地震時の応急対策</li> <li>・県・関連団体等と連携した取り組み</li> <li>・地域と連携した取り組み</li> </ul> |

## 1. 耐震化支援策

### (1) 耐震診断・耐震改修等に係る支援事業

#### ① 住宅に対する支援事業(拡充)

下表の「知立市における年齢、建築の時期別世帯数」より、旧耐震基準の住宅のうち、家計を主に支える者の年齢が65歳以上の世帯が約60%を占めています。また、旧耐震基準の住宅にお住まいの高齢者世帯においては、住宅の耐震改修が進まない傾向が強くなっており、住宅の耐震化に消極的な高齢者世帯に対しての取り組みの強化が求められています。

そのため、2021年度から「多世代居住の推進と合わせた耐震化の支援」や「補助金の代理受領」の制度を創設し、住宅の耐震化に消極的な高齢者世帯等に対して、きめ細やかな対応を行います。

表 15 知立市における年齢、建築の時期別世帯数 (単位：世帯)

|       | 総数     | 家計を主に支える者の年齢 |        |        |        |        |              |
|-------|--------|--------------|--------|--------|--------|--------|--------------|
|       |        | 25歳未満        | 25～34歳 | 35～44歳 | 45～54歳 | 55～64歳 | 65歳以上        |
| 全体    | 29,560 | 1,010        | 4,400  | 5,450  | 6,020  | 4,800  | 7,880        |
|       | 100%   | 3.4%         | 14.9%  | 18.4%  | 20.4%  | 16.2%  | 26.7%        |
| 旧耐震住宅 | 5,210  | 30           | 110    | 490    | 610    | 800    | 3,170        |
|       | 100%   | 0.6%         | 2.1%   | 9.4%   | 11.7%  | 15.4%  | <b>60.8%</b> |
| 新耐震住宅 | 24,350 | 980          | 4,290  | 4,960  | 5,410  | 4,000  | 4,710        |
|       | 100%   | 4.0%         | 17.6%  | 20.4%  | 22.2%  | 16.4%  | 19.3%        |

※2018年(平成30年) 住宅・土地統計調査 第48-2表より

#### ■多世代居住の推進と合わせた耐震化の支援

知立市では、高齢社会対応や定住促進対策にもつながる多世代居住に着目し、多世代が相互に助け合いながら高齢期や子育て期を安心して過ごしやすい居住環境の整備を支援する取り組みの一つとして、耐震化促進工事等を伴う多世代住宅の建築等に対し費用の一部を補助し、住宅などの耐震化の促進を図ります。また、耐震化促進工事等に空家の除却、空家のリフォームを補助の対象とすることで、耐震性のない空家の解消も合わせて促進します。

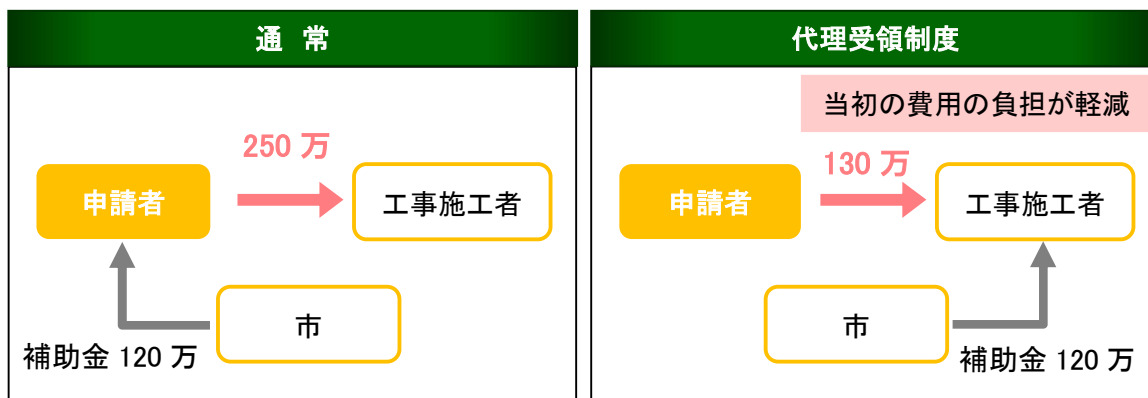
図8：多世代居住の推進イメージ図



### ■補助金の代理受領制度の導入

知立市では、補助金の申請者（建物所有者等）との契約により、補助対象工事を実施した工事施工者等が申請者の委任を受け、補助金の受領を代理で行うことができる制度である代理受領制度の導入を行います。この制度を活用することで、申請者は工事費等と補助金の差額分のみを用意すればよくなるため、工事費用を準備する負担が軽減されます。

図9：代理受領制度のイメージ



## ② 住宅に対する支援事業(継続)

これまで国・県と協力して住宅の耐震診断、耐震改修、解体等の補助を行ってきました。  
耐震化目標の達成のために必要な補助制度について、今後も引き続き検討します。

表 16：住宅の耐震診断・耐震改修等に対する補助等

|      |       | 概 要                                     |                                                                     | 対 象                     |
|------|-------|-----------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| 耐震診断 | 木造住宅  | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の無料耐震診断を行う。       |                                                                     | 戸建、長屋及び共同住宅<br>(併用住宅含む) |
|      | 非木造住宅 | 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震診断費用の一部を補助する。 |                                                                     | 戸建、長屋及び共同住宅<br>(併用住宅含む) |
| 耐震改修 | 木造住宅  | 一般型                                     | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する。                              | 戸建、長屋及び共同住宅<br>(併用住宅含む) |
|      |       | 段階的                                     | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の段階的耐震改修（耐震診断の判定値を2段階で1.0以上にする工事）の費用の一部を補助する。 | 戸建、長屋及び共同住宅<br>(併用住宅含む) |
|      | 非木造住宅 | 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修費用の一部を補助する。 |                                                                     | 戸建、長屋及び共同住宅<br>(併用住宅含む) |
| 解体   | 木造住宅  | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の解体の費用一部を補助する。    |                                                                     | 戸建、長屋及び共同住宅<br>(併用住宅含む) |

## (2) 耐震改修促進税制等

国の基本方針や耐震改修促進計画の目標の実現に向けて、耐震性の確保された良質な住宅・建築物のストックの形成促進を図るため、耐震改修に関する以下のような税制措置が設けられています。

- 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- 既存住宅の耐震改修をした場合の固定資産税の減額措置

知立市では、耐震改修完了検査時において、税制の特例措置の申請方法等について説明を行っており、ホームページや町内回覧でも周知を行っています。今後も、愛知県と協力しながら、市民や建築物所有者がこれらの税制の特例措置を円滑に活用できるよう取り組み、耐震化促進を図ります。

表 17：耐震改修工事による税制措置について

| 区 分           |           | 概 要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住宅に係る耐震改修促進税制 | 所得税       | <p>居住者が、2014年4月1日から2021年12月31日までの間に、自己の居住の用に供する家屋について住宅耐震改修をした場合、一定の金額をその年分の所得税額から控除する</p> <p>○適用要件</p> <p>居住者が住宅耐震改修を行った場合で、次のすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 自己が主として居住の用に供する家屋であること。</p> <p>(2) 昭和56年5月31日以前に着工された家屋であること。</p> <p>(3) 現行の耐震基準に適合しない家屋であること。</p> <p>○控除額の計算方法</p> <p>2014年4月1日から2021年12月31日までの間に住宅耐震改修をした場合住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額(補助金等の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額)の10%(最高25万円)</p> |
|               | 固定資産税(家屋) | <p>昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、一定の耐震改修を行った場合、当該住宅に係る固定資産税額(120㎡相当分まで)を以下のとおり減額する。</p> <p>○通常の住宅：工事完了した年の翌年度からの1年度分1/2に減額</p> <p>○長期優良住宅として愛知県知事から認定を受けた住宅：工事完了した年の翌年度からの1年度分2/3に減額</p> <p>○当該住宅が、建築物の耐震改修の促進に関する法律に規定する「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合は、改修後2年度分減額</p> <p>○認定長期優良住宅が耐震改修工事直前に「通行障害既存耐震不適格建築物」であった場合には、1年度目分については2/3、2年度目分には1/2減額</p>                                                       |

## (3) 公的機関による耐震改修支援

共同住宅等の耐震化を進めるためには、区分所有者や入居者等多くの関係者の合意を得る必要があり、この合意形成に至らないことが障害となっている状況があります。

これら共同住宅等の耐震化を進めるためには、賃貸あるいは分譲により多くの共同住宅を供給してきた公的機関の蓄積されたノウハウの活用が効果的・効率的と考えられます。

このため、「愛知県建築物耐震改修促進計画」では、住宅供給公社を活用して共同住宅等の耐震化の促進を図ることとされています。

## 2. 耐震化等の普及・啓発

### (1) 木造住宅の耐震化の普及・啓発

木造住宅の耐震化は、建築物の耐震化の中でも最も重要であることから、旧耐震基準で建築された（昭和 56 年以前に建築された）木造住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象に、さらに啓発・普及に努めます。

#### ① 耐震診断ローラー作戦

耐震診断を実施していない方を対象にローラー作戦を毎年1、2地区選定し、耐震診断員、区長及び地元の方、知立市職員で年1回実施しています。区長及び地元の方に協力いただくことで、実際にローラー作戦をきっかけとした耐震診断につながっており、今後も「耐震診断ローラー作戦」の周知と継続的な実施に努めます。

図 10：耐震診断ローラー作戦の様子



#### ② 耐震出前講座

木造住宅の耐震改修と補助制度についての出前講座を実施しています。また、築年数の古い住宅に住む高齢者向けに、耐震に関する出前講座を実施しており、高齢者への耐震化の啓発を推進しています。今後も引き続き、高齢者やその他の世代に対して、住宅の耐震化の必要性を伝えるため講座を実施していきます。

#### ③ 耐震診断ダイレクトメール

木造住宅の耐震化を図るため、旧耐震基準で建築された木造住宅でまだ耐震診断を受診していない住宅の所有者を対象にダイレクトメールを年1回送付し、耐震診断の制度についての普及・啓発を行っています。今後も引き続き耐震診断ダイレクトメールを送付し、木造住宅の耐震診断受診者の増加に努めます。

#### ④ 耐震改修相談会の実施

木造住宅の耐震診断を受診した住宅で、まだ耐震改修を実施していない住宅の所有者を対象にダイレクトメールにて耐震改修相談会の出席者を募集し、耐震改修の相談会を年2回程度開催しています。今後も引き続き相談会を実施し、耐震改修実施者の増加に努めます。

図 11：耐震改修相談会の様子



⑤ 低コスト耐震化工法の普及

住宅や建築物の耐震改修を促進するためには、その所要コストを下げ、低廉な費用負担で実施できるようにすることが肝要であり、低コストの耐震改修工法の開発・普及が強く望まれます。

そのような中、名古屋大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学及び、愛知県、名古屋市、建築関係団体等で構成される、「愛知建築地震災害軽減システム研究協議会」では、耐震補強効果が定量的に確認できるものの評価を行っています。

知立市においては、耐震診断を実施した住宅の所有者の方へ、低コスト耐震化工法についての参考資料配布や、市内の耐震改修工事事業者の方へ、低コスト耐震化工法についての講習会の案内等を行っています。今後もこうした工法の周知・普及に努めます。

**(2) 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の普及・啓発**

特定既存耐震不適格建築物の所有者に対しては、所有する建築物が特定既存耐震不適格建築物であることがわかるように情報発信を行います。所有者に対し耐震化の必要性や効果についての啓発を行うとともに、耐震診断・耐震改修に係る補助・助成制度をPRして耐震化の促進を行います。

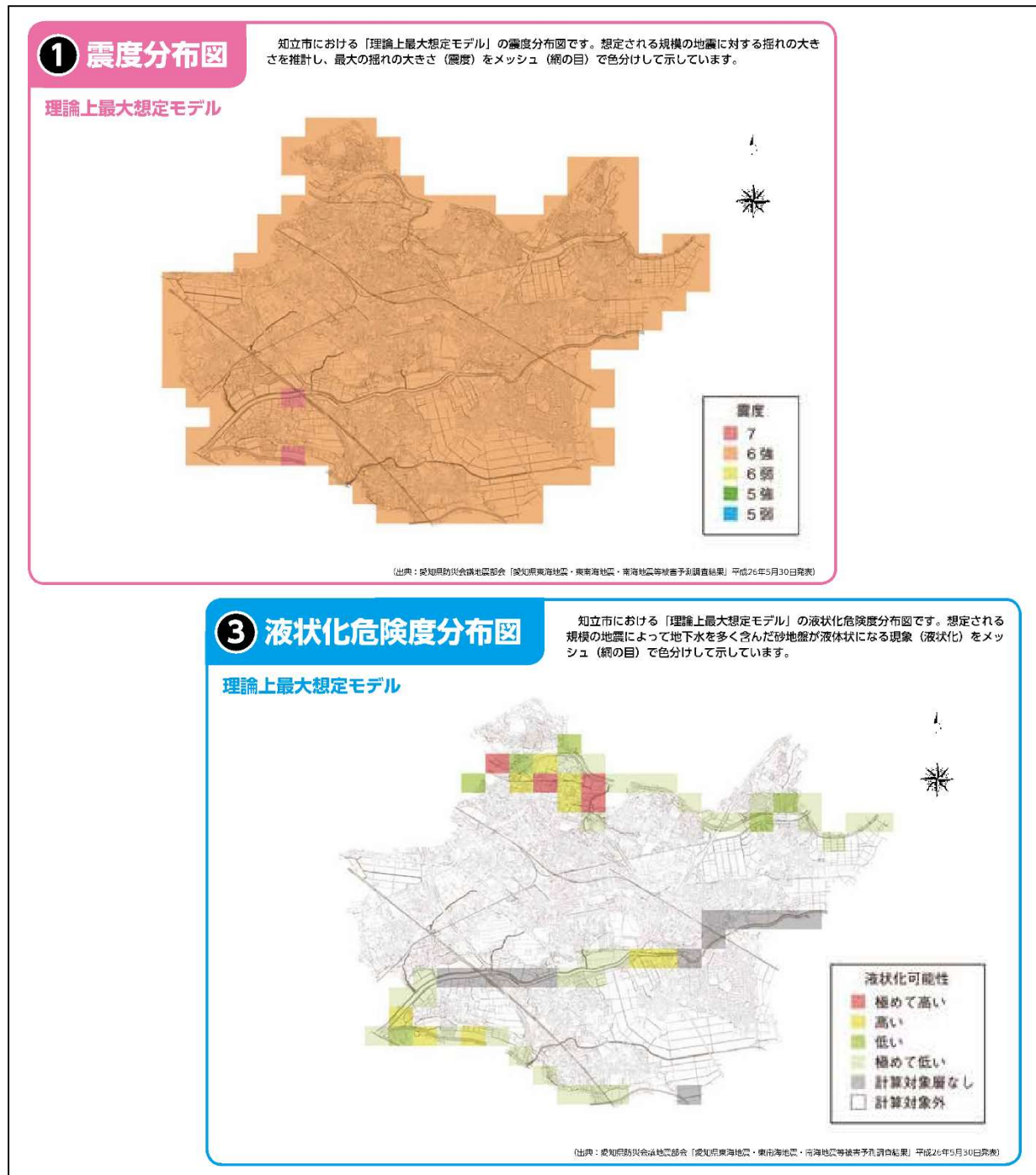
## (3) 耐震化等に関する意識啓発・情報提供

## ① 地震防災マップの作成、配布

市民や建築物の所有者等に地震災害に対する危険性を認識してもらい、地震防災対策が自らの問題・地域の問題として意識できるよう、地震による危険性の程度を示す地図（知立市ハザードマップ）を2016年度に作成（2019年一部修正）し、情報提供を行っています。

また、2016年度に、南海トラフ巨大地震に備えて被害想定を掲載した防災ガイドブックを作成し、各戸へ配布しました。引き続き必要に応じて情報の更新を行います。

図12：知立市ハザードマップ(震度分布図・液状化危険度分布図)



## ② 市内イベント等でのPR

知立市では、震度5を超える大型地震を想定のうち、劇場で被災した時の避難行動を体験することでいざという時の備えを学ぶ、「避難訓練コンサート」を行っています。

また、安価な工法による寝室等の個室補強の手段（耐震シェルターの設置）について、周知を図るべく、市内イベントにおいて耐震シェルターの実物展示を行っています。引き続き耐震化の実物展示等を通じ、耐震化のPRを行います。

図 13：避難訓練コンサートの様子



図 14：耐震シェルター展示の様子



## ③ 改修事業者や改修費用についての情報提供

知立市では、耐震改修工事が円滑に進むよう、耐震改修の相談窓口に来ていただいた際に市内の改修事業者の一覧表を渡しています。また、木造住宅無料耐震診断を受けた住宅所有者には、無料診断の結果報告時に、耐震診断結果報告書の中で耐震改修概算工事費を算定し提示しています。今後も安心して耐震改修ができるよう、改修事業者や改修費用等の情報提供を行います。

## ④ インターネットによる情報提供

知立市では、市のホームページに「防災」、「地震・耐震」を設け、地震災害等に対する備えや耐震化に関する情報等の提供を行っています。

地震災害等に対する備えに関する情報等として、現在下記の情報を公表しています。

- ・知立市のメールサービス「知立市すぐメール」の登録方法
- ・「家具転倒防止器具の無料配布」について
- ・「防災ラジオの有料配布」について

今後も当該サイトの充実を図り、情報提供に努めます。

「防災」 <https://www.city.chiryu.aichi.jp/kurashi/safety/5/index.html>

「地震・耐震」 <https://www.city.chiryu.aichi.jp/kurashi/safety/5/4/index.html>

また、SNS を活用した、無料耐震診断募集受付等の情報についての配信を今後検討します。

図 15：知立市の防災HP、地震・耐震HP



国や愛知県においても、情報等をインターネットにより提供しています。

表 18：国・愛知県のインターネットによる情報等の提供

|     |                                                                                                                                                                                                     |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国   | 「内閣府：建築物の耐震化」<br><a href="http://www.bousai.go.jp/jishin/taishinka/kenchiku_top.html">http://www.bousai.go.jp/jishin/taishinka/kenchiku_top.html</a>                                                |
|     | 「国土交通省：住宅・建築物の耐震化について」<br><a href="https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html">https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_fr_000043.html</a> |
|     | 「耐震改修支援センター」<br><a href="http://www.kenchiku-bosai.or.jp/kaisyushien/">http://www.kenchiku-bosai.or.jp/kaisyushien/</a>                                                                             |
| 愛知県 | 「愛知県防災安全局」<br><a href="https://www.pref.aichi.jp/bousai/">https://www.pref.aichi.jp/bousai/</a>                                                                                                     |
|     | 「耐震診断・耐震改修事業関係」<br><a href="https://www.pref.aichi.jp/0000025466.html">https://www.pref.aichi.jp/0000025466.html</a>                                                                                |

## ⑤ 広報、町内回覧によるPR

耐震診断・耐震改修に係る補助制度をより多くの市民にPRするため、広報への掲載と、町内回覧を年1回程度継続して行っています。今後も引き続き、広報、町内回覧による耐震診断・耐震改修に係る補助制度の周知、啓発に努めます。

図 16：広報ちりゅうの耐震関係の補助制度の掲載（2020 年度版）

# 耐震関係補助制度

昭和56年5月31日以前に建てられた建物は、古い基準により建築されたため、多くの場合、現行法の耐震基準に適合していません。

ご自宅や親御さんのお宅はいかがですか。立っていることが困難な巨大地震が起きれば、古い木造住宅は倒壊する可能性が高いといわれています。建物が倒壊すれば、圧死のおそればかりでなく、多くの人たちの避難を妨げることにもなります。

そこで知立市では、住宅耐震化を推進するため、昭和56年5月31日以前に建てられた住宅を対象に補助制度を設けています。対象住宅を所有する人は、まずは家の強さを知ることができる無料耐震診断の受診をお願いします。

過去に県内で補助制度を活用して耐震改修を実施した業者等（施工業者、設計者および住宅の概要）の情報は、○愛知県建築物地震対策推進協議会ホームページ <http://www.aichi-jishin.jp/before/gyosya.html> 「市町村補助木造住宅耐震改修工事実施業者の一覧」で参考として紹介していますのでご覧くださいか、市に直接お問合せください。

なお、空家もしくは倉庫等として使用している場合や、補助金の交付決定前に請負契約および工事着手した場合は補助が受けられません。

そのほか詳しい内容はお問合せいただくか、市ホームページをご覧ください。

▶申込み・問合せ 建築課 建築係 ☎95-0128

令和2年度住宅等に対する耐震関係補助制度概要

※すべて申込期限は本年12月末まで。予算がなくなり次第終了します。

| 概 要      |                                                      | 補 助 額 等                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 備 考（対象となる建築物の条件等）                                                                                                                                                                                                                             |
|----------|------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 耐震診断     | 木造住宅                                                 | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅に対して専門家を派遣して耐震診断を行う。                            | 市が行い、個人負担無料です。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅であること<br>在来軸組構法、伝統工法の2階建て以下の木造住宅であること                                                                                                                                                                                   |
|          | 非木造住宅                                                | 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅に対して耐震診断の費用の一部を補助する。                           | いずれか低い額<br>・耐震診断費用の2/3（一戸建、一戸建以外共通）<br>・延べ床面積（㎡）×延べ面積当たり単価 <sub>※</sub> ×2/3（一戸建以外）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 一戸建：補助限度額 1戸あたり8.9万円<br>一戸建以外：補助限度額 1戸あたり5万円、かつ1棟あたり160万円を限度<br>（※延べ面積によって単価が異なります）                                                                                                                                                           |
| 耐震改修     | 木造住宅                                                 | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。                               | <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">船型耐震改修</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">一段目の段階的耐震改修</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">二段目の段階的耐震改修</div> </div> <div>           工事費と設計費：かかった費用（限度額120万円）<br/>※限度額のうち設計費の限度額10万円<br/><br/>           工事費：かかった費用（限度額60万円）<br/><br/>           工事費：かかった費用（限度額40万円）         </div> </div> | 耐震診断において判定値が1.0未満である木造住宅を耐震改修により判定値を1.0以上かつ1.0未満の階別方向別上部構造評点を、判定値に0.3加算した数値以上とすること<br><br>耐震診断において判定値が0.4以下である木造住宅を耐震改修により判定値を0.7以上かつ1.0未満とするもの<br><br>1段目の耐震改修工事、または平成25年3月31日までに簡易耐震改修工事を実施し、補助金の交付を受けた木造住宅を総合判定の判定値又は評点を1.0以上とする2段目の耐震改修工事 |
|          | 非木造住宅                                                | 昭和56年5月31日以前に着工された非木造住宅の耐震改修の費用の一部を補助する。                              | 一戸建の場合<br>・33,500円×延べ面積×23%×2/3<br>一戸建以外の場合は別に定めあり。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 耐震診断において安全な構造でないと判断されたもの<br>一戸建：補助限度額 1戸あたり80万円<br>一戸建以外：詳細についてはお問合せください。                                                                                                                                                                     |
|          | 解体                                                   | 木造住宅                                                                  | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅の解体の費用の一部を補助する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 解体費：かかった費用（限度額20万円）                                                                                                                                                                                                                           |
| 耐震シェルター  | 木造住宅                                                 | 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。                        | 耐震シェルター かかった費用（限度額30万円）<br><br>防災ベッド かかった費用（限度額15万円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 申請時における年齢が満65歳以上であること<br>又は身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳の交付を受けている方や介護保険法に規定する要介護認定を受けた方等、地震発生時に避難することが困難な方であること<br>耐震診断において判定値が1.0未満であること                                                                                                              |
|          | 建築物                                                  | アスベスト含有の吹付け建材が施工されている恐れのある建築物の、アスベスト含有の有無を分析調査する費用の一部を補助する。           | 対象建築物の分析調査に要する経費で、分析による調査を実施する機関に対して支払う費用（限度額15万円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 対象建築物：市内に存する建築物（国、地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。）のうち、アスベスト含有の恐れがある吹付け建材が施工されている恐れのある建築物                                                                                                                                                            |
| ブロック塀等撤去 | 道路および公共施設の敷地に面する該当ブロック塀等の撤去を行う場合に、ブロック塀等撤去費の一部を補助する。 | いずれか低い額の1/2（限度額10万円）<br>・ブロック塀等の撤去に要した費用<br>・撤去したブロック塀等の延長（m）×10,000円 | 道路および公共施設の敷地に面する道路からの高さ1m以上かつ相対高の部分が60cm以上のブロック塀等の所有者が、ブロック塀等の撤去を行う事業であること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                               |

9

2020. 6. 1 広報ちりゅう

### 3. 関連する安全対策

住宅・建築物に関連して地震による人身被害や財産の被害を防止するためには、住宅・建築物の構造を耐震化するだけでは充分とはいえません。過去の地震でもブロック塀の倒壊や家具の転倒による圧死等のほか、窓ガラス・天井の破損・落下やエレベータの停止による閉じ込め、敷地の崩壊等により大きな被害が発生しており、それらについての対策を推進します。

#### (1) 地震時の予防対策

##### ① ブロック塀の安全対策

ブロック塀が倒壊すると、その下敷きになり死傷者が発生したり、道路を閉塞することにより、避難や救援活動に支障をきたすことになります。

このため、市内における住宅や事業所等から知立市地域防災計画に掲げる避難所等へ至る経路を補助対象区域（市内全域）とし、道路からの高さが1 m以上かつ組積造の部分が60 cm以上のブロック塀等の撤去に対して支援を行う「ブロック塀等撤去費補助制度」を実施しています。現在、これらの補助の制度について、広報やホームページに掲載し周知を図っており一層の安全性の向上に努めます。

| 概 要                                  |                            | 対 象                                                                                                                 |
|--------------------------------------|----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ブ<br>ロ<br>ッ<br>ク<br>塀<br>等<br>撤<br>去 | ブ<br>ロ<br>ッ<br>ク<br>塀<br>等 | 避難路沿道等に接面し、倒壊による被害のおそれのあるブロック塀の撤去を行う場合に、ブロック塀撤去費用の一部を補助する。<br><br>コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む）で、道路からの高さが1m以上のもの |

## ② 耐震シェルター等設置の対策

阪神・淡路大震災や熊本地震では、特に昭和 56 年以前の旧建築基準法で建てられた木造住宅に大きな被害がでています。

知立市では「住宅倒壊から人命を守る」という観点から、木造住宅無料耐震診断の判定値が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅のうち、一定条件にあてはまる方が耐震シェルター等を設置される場合、補助金を交付しています。

広報や市のホームページ、町内回覧で補助制度の周知を図っており、市内イベントにて耐震シェルターの実物展示も実施しています。引き続き耐震シェルター等設置の対策を推進します。

| 概 要     |                                                        | 対 象                                              |
|---------|--------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 耐震シェルター | 木造住宅<br>昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅において耐震シェルター設置費用の一部を補助する。 | 耐震診断において判定値が1.0未満であり、地震発生時に避難することが困難な方が在住されている建物 |

## ③ 落下物の安全対策

窓ガラスや建築物の屋上等にある看板、建築物内のつり下げ天井等は、建築物の耐震構造にかかわらず、落下等により、避難者や通行人、あるいは、建築物内の人に被害を発生させる危険性があります。このため、窓ガラスや看板、つり下げ天井等の落下による危険性をパンフレットやホームページで市民に周知するとともに、必要に応じて改善の指導を行います。

## ④ エレベータの安全対策

近年、地震発生時において、多くのビルで使用されているエレベータが緊急異常停止し、エレベータ内に人が閉じこめられる等の被害が発生しています。

これらの被害を避けるため、地震時のエレベータの運行方法や閉じこめられた場合の対処方法について、特にマンション居住者を対象に、周知を図りました。今後もこれらの周知を継続するとともに、必要に応じて愛知県・関係団体と協力して地震発生時における安全装置の設置を促進します。

⑤ 家具の転倒防止対策

建築物に十分な耐震化が実施されていても、家具等の転倒防止策が行われていない場合、地震時の死傷の原因となったり、倒れた家具が出入り口をふさぎ、避難等に支障が生じたりすることが考えられます。

知立市では、家具転倒防止器具の無料配布と、家具を固定する器具の取り付けを行う「家具転倒防止器具取付事業」を実施しています。

また、だれでもすぐに取り組める地震対策として、家具の転倒防止に関する知識を、ホームページに掲載する等周知を図り、家具の安全対策の取り組みとして、町内回覧や広報ちりゅうにて啓発を行っています。今後も、これらの広報媒体などを活用して市民に周知するとともに、家具の安全対策の取り組みを推進します。

⑥ 建築物の敷地の安全対策

地震の揺れが原因でがけ崩れ等が発生し、建築物に被害が生じることが想定されます。

このため、宅地造成については、宅地の安全確保を図るため、2017年度に都市計画法に基づく開発許可等が愛知県より知立市に権限移譲されてから、審査対象となる擁壁はもちろんのこと、審査対象外の擁壁についても、安全な宅地となるよう積極的に指導をしています。

(2) 地震時の応急対策

① 防災ラジオ等による迅速かつ正確な情報伝達

防災情報を伝達するため、市内の25箇所に同報無線屋外子局を整備しています。しかし、この同報無線屋外子局の放送は、家の中で聴き取りにくい等、非常時の情報伝達として十分とはいえません。

そのため、知立市では、同報無線屋外子局の放送と同じ内容を聞くことができ、AM・FM放送を受信できる「防災ラジオ」を希望者へ有償にて配布する「防災ラジオ整備事業」を2013年度より実施しています。また、同報無線や防災ラジオ以外に、自然災害（注意報・警報・地震）などの情報をすみやかに知っていただくため、メール情報配信による「知立市すぐメール」を登録者に行っています。これらについては、広報・市のホームページにより市民向けに周知を図っています。

今後も周知を図ることにより、引き続き迅速かつ正確な情報伝達を推進します。

② 避難行動要支援者支援制度の活用推進

避難行動要支援者支援制度は、避難行動要支援者への情報伝達・安否確認体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安心・安全体制を強化するものです。知立市では、避難行動要支援者の名簿を作成、保管し、毎年更新しています。この名簿の対象者のうち、情報を提供することに同意した人については、町内会・民生委員等に情報（同意者の名簿）を提供し、災害時に支援を行える体制づくりを進めています。毎年、市の広報への掲載や、区長・民生委員等へ案内することにより、本制度の周知を図っており、今後も制度の活用推進に努めます。

### (3) 県・関連団体等と連携した取り組み

#### ① 地域の建築関係団体等との連携

地域の建築関係団体と連携を促進するため、2014年度に愛知県建築士会、愛知県建築士事務所協会と「地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定書」を締結し、地震対策に取り組んでいます。

この協定に基づき「知立市建築防災協力会」を結成しました。震度6弱以上の地震発災時には、避難所の応急危険度判定や民間建築物の応急危険度判定を自動参集により行う体制で整えており、避難所等の安全確認や被災した建築物の復旧等に取り組んでいます。

図 17：知立市建築防災協力会による知立市総合防災訓練の様子



#### ② 専門家の養成の支援・協力

愛知県では、愛知建築地震災害軽減システム研究協議会が、地域において住宅の耐震化に関する専門的なアドバイスを行う人材養成を目的に「耐震化アドバイザー養成講座」を行っています。また、愛知県建築物地震対策推進協議会においても「木造住宅耐震改修設計・工事研修会」を行うなど、耐震化に関する専門家の養成に取り組んでいます。

知立市においても、設計者や施工業者への講座等の案内や、講座等受講者の市のホームページ等での紹介等により、耐震化に関する専門家の養成の支援、協力に取り組んでいます。

#### ③ 学校教育等との連携

耐震診断員を小・中学校の授業に派遣し、地震の危険性や住宅の耐震化の必要性の周知を図ってきました。今後は、これらの活動を拡充し、教育委員会、建築関係団体等との協力・連携の下、安全教育の一環として学校教育の中でも取り組んでいくことを検討します。

#### (4) 地域と連携した取り組み

耐震化を進めるためには、住宅・建築物の個々の所有者等の方に、自主的・積極的に取り組んでいただく必要があります。

地震による被害が大きいと予想される「重点的に耐震化を進める区域」を中心に、「地震に強いまちづくり勉強会」や「耐震診断ローラー作戦」等を町内会と連携して行ってきました。

##### 【重点的に耐震化を進める区域】

地震発生時に大きな被害が発生することが想定される区域について、耐震化を重点的に促進することは、市全域について平均的に耐震化を進めるよりも、被害軽減の上で効果が高いと考えられます。そのため、土地利用や建築物の状況を町丁目の単位で把握し、以下の指標 A、B のいずれかに該当する地区を、「重点的に耐震化を進める区域」として設定しました。

「重点的に耐震化を進める区域」の基準とする指標

- ・ 東海地震及び東南海地震が連動して発生した場合に想定される建物全壊率※が 10%以上であること
- ・ 地区内に特定既存耐震不適格建築物が 10 棟以上あること

※建物全壊率：その地区内にある全ての建物のうち、地震により全壊被害を受けることが予想される棟数の割合

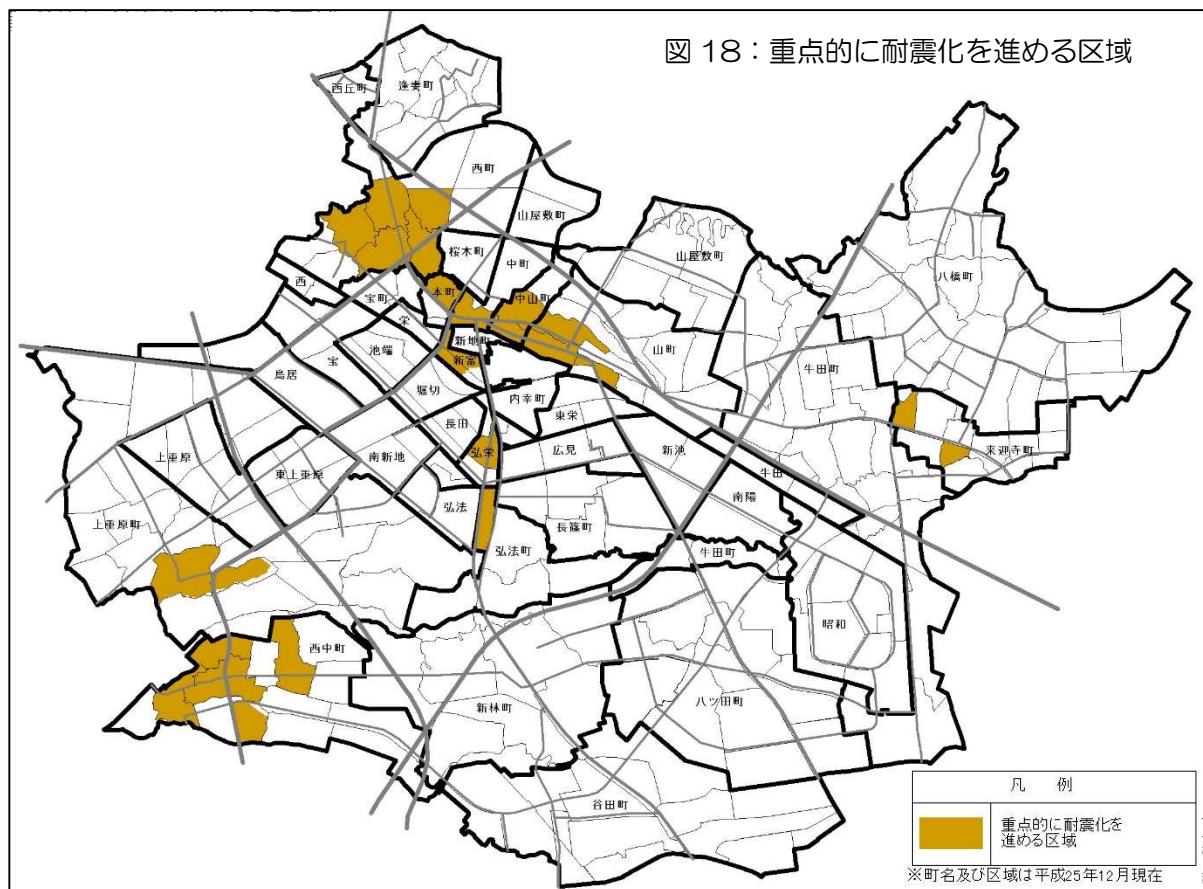


表 19：知立市の地域における耐震化の取り組み

| 年       | 地域         | 内容                       | 年       | 地域           | 内容                       |
|---------|------------|--------------------------|---------|--------------|--------------------------|
| 2007 年度 | 西町         | ・耐震診断ローラー作戦              | 2013 年度 | 来迎寺町         | ・まちづくり勉強会<br>・耐震診断ローラー作戦 |
| 2008 年度 | 牛田町        | ・耐震診断ローラー作戦              | 2014 年度 | 本町           | ・まちづくり勉強会<br>・耐震診断ローラー作戦 |
| 2008 年度 | 上重原町       | ・まちづくり勉強会<br>・耐震診断ローラー作戦 | 2015 年度 | 中町           | ・耐震診断ローラー作戦              |
| 2009 年度 | 西中町        | ・まちづくり勉強会<br>・耐震診断ローラー作戦 | 2016 年度 | 谷田町<br>逢妻町   | ・耐震診断ローラー作戦              |
| 2010 年度 | 中山町        | ・まちづくり勉強会<br>・耐震診断ローラー作戦 | 2017 年度 | 山屋敷町<br>八ツ田町 | ・耐震診断ローラー作戦              |
| 2011 年度 | 山町         | ・まちづくり勉強会<br>・耐震診断ローラー作戦 | 2018 年度 | 長篠町          | ・耐震診断ローラー作戦              |
| 2012 年度 | 新地町<br>弘法町 | ・まちづくり勉強会<br>・耐震診断ローラー作戦 | 2019 年度 | 長篠町          | ・耐震診断ローラー作戦              |

重点的に耐震化を進める区域での普及・啓発は一通り完了したため、今後は、町内会と連携し、市内全域で出前講座、耐震診断相談会、広報によるPR等による普及・啓発を進めていき、耐震化の促進を図ります。

## 第4章 耐震化の推進に向けて

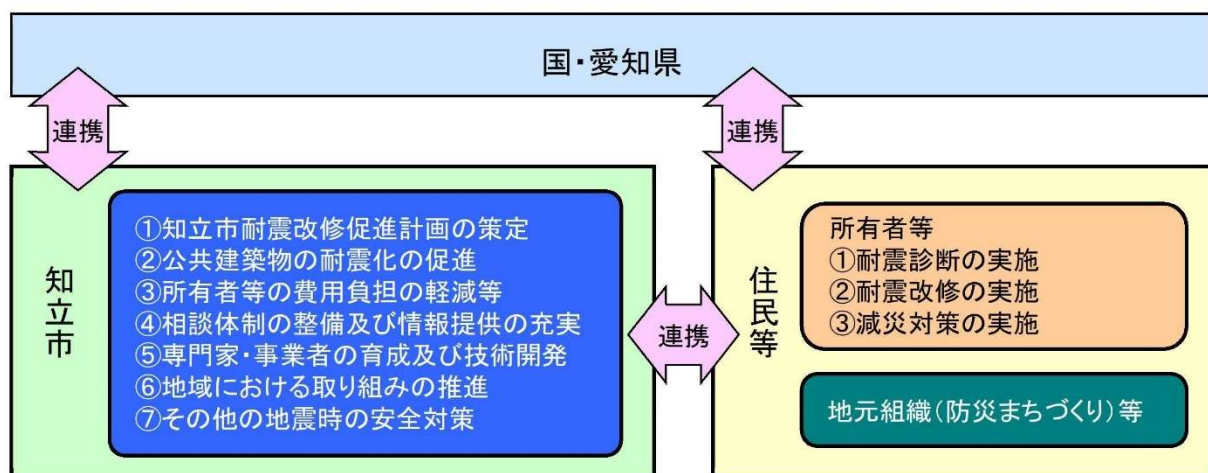
### 1. 耐震化及び減災化に向けた役割分担

住宅・建築物の耐震化及び減災化を促進するため、住宅・建築物の所有者等が地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠です。

国や地方公共団体は、本計画で示している耐震化目標を実現するため、こうした所有者等の取り組みを支援します。また、これまで以上に迅速に耐震化を確実に実行していくという観点から、役割分担を図りながら、引き続き所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築等に取り組み、耐震化の実施の阻害要因となっている課題の解決に努めます。

なお、諸々の要因により耐震化されない住宅に対しても「住宅倒壊から人命を守る」という目標に向けて、減災化の促進を図ります。

図 19：知立市・所有者等の役割分担



## 2. 促進体制

---

### (1) 耐震化促進の体制整備

円滑な住宅・建築物の耐震化の促進のため、関連する機関や団体等と連携して指導を進めるとともに、計画の進捗状況等の情報を共有して的確に取り組むことが重要です。

そのため、愛知県等と協力し、耐震化を推進します。

#### ① 愛知県との協力

耐震改修促進のための指導等（指導・助言、指示、公表、勧告・命令）は、所管行政庁等が行うことと定められており、知立市内における指導等は愛知県が行うことになります。

愛知県との連絡・協議体制のもと、県と市町村で連携している「N 倍プロジェクト」への参加等により、愛知県と連携・協力して的確に耐震化を推進します。

#### ② 協議会の取り組みの拡充

愛知県では、「建築物の総合的な地震対策の推進を図るため、耐震診断や耐震改修等の普及・啓発等、建築物の震前対策の推進と、地震により被災した建築物及び宅地の危険性を判定する被災建築物応急危険度判定制度及び被災宅地危険度判定制度の適正な運用と連携を図ることにより、県民生活の安全に資する」ことを目的として、愛知県、知立市を含む県内全市町村及び（公社）愛知建築士会を始め 11 の建築関係団体で構成される「愛知県建築物地震対策推進協議会」（以下、「推進協議会」という。）が設置されています。

知立市においても、推進協議会に出席し、連携して活動を行っています。今後も、継続して推進協議会と連携を図り、建築物の所有者に対する啓発・普及活動を一層推進していきます。

### (2) 耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談窓口の充実

知立市では、建築課の窓口にて耐震診断、耐震改修等の相談を受け付けています。今後も継続して耐震診断・耐震改修・減災化対策の相談に応じ、耐震診断・耐震改修等の補助実績を増やすよう努めます。耐震化促進のため、耐震改修無料相談会等を年2回実施していますが、引き続き相談体制の充実化を図ります。

### (3) 緊急促進アクションプログラムによる住宅耐震化の推進

耐震化の重要性についての意識啓発のため「知立市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を作成し、住宅所有者に対し耐震化促進、改修事業者の技術向上を図る取組等を行い、住宅の耐震化を総合的に推進します。

### 3. 計画の進捗状況の確認

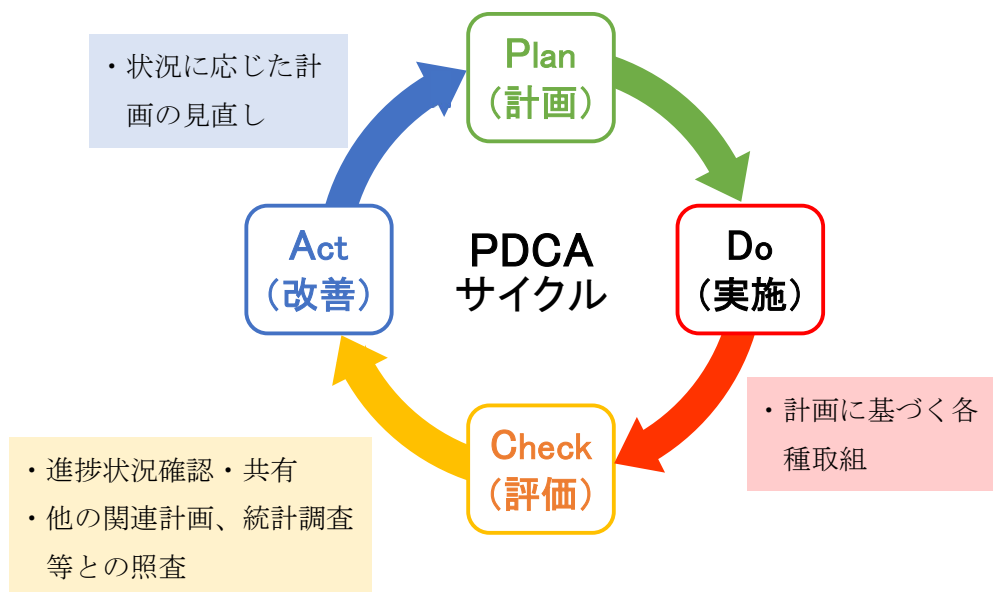
住宅については、各年度の耐震診断や耐震改修費助成の実績や、除却・建替えの状況等を把握しながら、進捗状況の確認を行います。

民間が所有する特定既存耐震不適格建築物については、所管行政庁である愛知県が指導等を行いながら耐震化の促進を図っていくこととなりますが、知立市もこれにあたって必要となる協力をしていきます。

この進捗状況の確認について、愛知県では、所管行政庁や市町村及び公共施設管理者等との連絡・協議体制を利用して年度ごとに行うものとされています。特に 2025 年度には進捗状況の確認を行うとともに、他の関連計画や統計調査等との照査を行い、計画の目標や指導の方針を検討し、必要に応じて適切に見直したうえで耐震化の促進を図ることとされています。

本計画についても、PDCA サイクルに基づいて、適宜進捗状況の確認を行い、必要に応じて計画の見直し等を行います。

図 20：PDCA サイクルによる管理運営



# 参 考 資 料

## 1. 関係法令等

---

|                                              |    |
|----------------------------------------------|----|
| (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針 .....      | 44 |
| (2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号) ..... | 74 |
| (3) 耐震改修促進法施行令改正の概要(平成 31 年 1 月施行) .....     | 91 |
| (4) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)(抜粋) .....        | 92 |
| (5) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)(抜粋) .....     | 92 |
| (6) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)(抜粋) .....          | 93 |



## 参考資料

### 1. 関係法令等

#### (1) 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

平成 7 年 1 月の阪神・淡路大震災では、地震により 6,434 人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は 5,502 人であり、さらにこの約 9 割の 4,831 人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成 16 年 10 月の新潟県中越地震、平成 17 年 3 月の福岡県西方沖地震、平成 20 年 6 月の岩手・宮城県内陸地震、平成 28 年 4 月の熊本地震、平成 30 年 9 月の北海道胆振東部地震など大地震が頻発しており、特に平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。また、東日本大震災においては、津波による沿岸部の建築物の被害が圧倒的であったが、内陸市町村においても建築物に大きな被害が発生した。さらに、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震においては、塀に被害が発生した。このように、我が国において、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。

また、南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されており、特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されている。

建築物の耐震改修については、建築物の耐震化緊急対策方針（平成 17 年 9 月中央防災会議決定）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成 26 年 3 月中央防災会議決定）において、十年後に死者数を概ね八割、建築物の全壊棟数を概ね 5 割、被害想定から減少させるという目標の達成のため、重点的に取り組むべきものとして位置づけられているところである。また、首都直下地震緊急対策推進基本計画（平成 27 年 3 月閣議決定）においては、十年後に死者数及び建築物の全壊棟数を被害想定から半減させるという目標の達成のため、あらゆる対策の大前提として強力に推進すべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

#### 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

##### 1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災

対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

## 2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

また、公共建築物について、法第 22 条第 3 項の規定に基づく表示を積極的に活用するべきである。

## 3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、法に基づく指導等を次のイからハまでに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該イからハまでに定める措置を適切に実施すべきである。

### イ 耐震診断義務付け対象建築物

法第 7 条に規定する要安全確認計画記載建築物及び法附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物（以下「耐震診断義務付け対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が耐震診断の実施及び耐震診断の結果の報告義務の対象建築物となっている旨の十分な周知を行い、その確実な実施を図るべきである。また、期限までに耐震診断の結果を報告しない所有者に対しては、個別の通知等を行うことにより、耐震診断結果の報告をするように促し、それでもなお報告しない場合にあっては、法第 8 条第 1 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、耐震診断の結果の報告を行うべきことを命ずるとともに、その旨を公報、ホームページ等で公表すべきである。

法第 9 条（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく報告の内容の公表については、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 22 条（規則附則第 3 条において準用する場合を含む。）の規定により、所管行政庁は、当該報告の内容をとりまとめた上で公表しなければならないが、当該公表後に耐震改修等により耐震性が確保された建築物については、公表内容にその旨を付記するなど、迅速に耐震改修等に取り組んだ建築物所有者が不利になることのないよう、営業上の競争環境等にも十分に配慮し、丁寧な運用を行うべきである。

また、所管行政庁は、報告された耐震診断の結果を踏まえ、当該耐震診断義務付け対象

建築物の所有者に対して、法第 12 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

さらに、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該耐震診断義務付け対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）第 1 第 1 号又は第 2 号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高いと判断された建築物をいう。以下同じ。）については速やかに建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### □ 指示対象建築物

法第 15 条第 2 項に規定する特定既存耐震不適格建築物（以下「指示対象建築物」という。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、所有する建築物が指示対象建築物である旨の周知を図るとともに、同条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努め、指導に従わない者に対しては同条第 2 項の規定に基づき必要な指示を行い、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、当該指示対象建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物については速やかに建築基準法第 10 条第 3 項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第 1 項の規定に基づく勧告や同条第 2 項の規定に基づく命令を行うべきである。

#### ハ 指導・助言対象建築物

法第 14 条に規定する特定既存耐震不適格建築物（指示対象建築物を除く。）については、所管行政庁は、その所有者に対して、法第 15 条第 1 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。また、法第 16 条第 1 項に規定する既存耐震不適格建築物についても、所管行政庁は、その所有者に対して、同条第 2 項の規定に基づく指導及び助言を実施するよう努めるべきである。

### 4 計画の認定等による耐震改修の促進

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、適切かつ速やかな認定が行われるよう努めるべきである。

国は、これらの認定について、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 5 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。特に、耐震診断義務付け対象建築物については早急な耐震診断の実施及び耐震改修の促進が求められることから、特に重点的な予算措置が講じられることが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター（以下「センター」という。）が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合においては、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。

さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

## 6 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、国は、センター等と連携し、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するとともに、耐震診断及び耐震改修の実施が可能な建築士及び事業者の一覧や、耐震改修工法の選択や耐震診断・耐震改修費用の判断の参考となる事例集を作成し、ホームページ等で公表を行い、併せて、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、全ての市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであるとともに、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

## 7 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。特に、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断が円滑に行われるよう、国は、登録資格者講習（規則第 5 条に規定する登録資格者講習をいう。以下同じ。）の十分な頻度による実施、建築士による登録資格者講習の受講の促進のための情報提供の充実を図るものとする。

また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

## 8 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会や学校等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 9 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、耐震改修と併せて、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井、外壁等の非構造部材の脱落防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策、エスカレーターの脱落防止対策、給湯設備の転倒防止対策、配管等の設備の落下防止対策の実施に努めるべきであり、これらの対策に係る建築基準法令の規定に適合しない建築物で同法第3条第2項の適用を受けているものについては、改修の促進を図るべきである。また、南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動に関する報告（平成27年12月）を踏まえて、長周期地震動対策を推進すべきである。国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

## 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

### 1 建築物の耐震化の現状

平成25年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約5,200万戸のうち、約900万戸（約18パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約82パーセントと推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成15年の約1,150万戸から10年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは10年間で約55万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第14条第1号に掲げる建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約42万棟のうち、約6万棟（約15パーセント）が耐震性が不十分であり、耐震化率は約85パーセントと推計されている。

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

南海トラフ地震防災対策推進基本計画、首都直下地震緊急対策推進基本計画及び住生活基本計画（平成28年3月閣議決定）における目標を踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成32年までに少なくとも95パーセントにすることを目標とするとともに、平成37年までに耐震性が不十分な住宅を、同年を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を、それぞれおおむね解消することを目標とする。耐震化率を95パーセントとするためには、平成25年から平成32年までの間に、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約130万戸）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、耐震改修のペースを約3倍にすることが必要である。また、多数の者が利用する建築物の耐震化は少なくとも約4万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを約2倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、平成25年から平成32年までの間に、耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数

又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、少なくとも住宅については約 130 万戸、多数の者が利用する建築物については約 3 万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

### 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、技術指針事項に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

### 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

### 五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

#### 1 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

##### イ 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第 5 条第 1 項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 20 号。以下「改正法」という。）の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行いながら、市町村の区域を超える広域的な見地からの調整を図る必要がある施策等を中心に見直すことが考えられる。

また、都道府県耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、その改定に当たっては、法に基づく指導・助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきで

ある。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

#### □ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二二のうち、平成 27 年までの目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、都道府県耐震改修促進計画に法第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二二の目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

さらに、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第 5 条第 3 項第 1 号の規定に基づき定めるべき公益上必要な建築物は、地震時における災害応急対策の拠点となる施設や避難所となる施設等であるが、例えば庁舎、病院、学校の体育館等の公共建築物のほか、病院、ホテル・旅館、福祉施設等の民間建築物のうち、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 10 号に規定する地域防災計画や防災に関する計画等において、大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として定められたものについても、積極的に定めることが考えられる。なお、公益上必要な建築物を定めようとするときは、法第 5 条第 4 項の規定に基づき、あらかじめ、当該建築物の所有者等の意見を勘案し、例えば特別積合せ貨物運送以外の一般貨物自動車運送事業の用に供する施設である建築物等であって、大規模な地震が発生した場合に公益上必要な建築物として実際に利用される見込みがないものまで定めることがないよう留意するべきである。

法第 5 条第 3 項第 2 号又は第 3 号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域を越えて、災害時の

拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第2号の規定に基づき早期に通行障害建築物の耐震診断を行わせ、耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。以下同じ。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が都道府県耐震改修促進計画に記載されている場合においては、必要に応じて、当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該都道府県耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合においては、改正令の施行の際現に法第5条第3項第2号の規定に基づき当該都道府県耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、規則第4条の2の規定により、地域の実情に応じて、都道府県知事が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

さらに、同項第4号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第28条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

加えて、同項第5号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

## 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内の全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、市町村との役割分担のもと、町内会や学校等との連携策についても定めることが考

えられる。

#### ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示、命令等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

## 2 市町村耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項

### イ 市町村耐震改修促進計画の基本的な考え方

平成 17 年 3 月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第 6 条第 1 項において、基礎自治体である市町村においても、都道府県耐震改修計画に基づき、市町村耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限り全ての市町村において市町村耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。また、改正令の施行前に市町村耐震改修促進計画を策定している市町村にあっては、当該市町村耐震改修促進計画を改正令の施行後できるだけ速やかに改定すべきである。

市町村耐震改修促進計画の策定及び改定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、観光部局、商工部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県の耐震化の目標や施策との整合を図るため、都道府県と協議会を設置する等の取組を行いながら、より地域固有の状況に配慮して作成することが考えられる。

また、市町村耐震改修促進計画に基づく施策が効果的に実現できるよう、法に基づく指導、助言、指示等を行う所管行政庁と十分な調整を行うべきである。

なお、市町村は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、市町村耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

### ロ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県耐震改修促進計画の目標を踏まえ、各市町村において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、市町村は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に耐震診断義務付け対象建築物については、早急に耐震化を促進すべき建築物である。このため、市町村耐震改修促進計画に法第 6 条第 3 項第 1 号に定める事項を記載する場合においては早期に記載するとともに、二つの目標を踏まえ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震化の目標を設定すべきである。また、耐震診断の結果の報告を踏まえ、耐震化の状況を検証するべきである。

また、庁舎、病院、学校等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。

加えて、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、市町村は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

#### ハ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

市町村耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第6条第3項第1号又は第2号の規定に基づき定めるべき道路は、沿道の建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所と連絡する道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、市町村の区域内において、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

このうち、現に相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路、公園や学校等の重要な避難場所と連絡する道路その他の地域の防災上の観点から重要な道路については、同項第1号の規定に基づき早期に沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めることが考えられる。

改正令の施行の際、現に同号の規定に基づき通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項が市町村耐震改修促進計画に記載されている場合には、必要に応じて、当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第2号に規定する組積造の塀に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項を別に記載すべきである。ただし、やむを得ない事情により当該市町村耐震改修促進計画を速やかに改定することが困難な場合には、改正令の施行の際現に法第6条第3項第1号の規定に基づき当該市町村耐震改修促進計画に記載されている通行障害既存耐震不適格建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第4条第1号に規定する建築物に係るものであるとみなす。また、同条第2号に規定する組積造の塀については、地域の実情に応じて、市町村長が耐震診断義務付け対象建築物となる塀の長さ等を規則で定めることができることに留意すべきである。

#### 二 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

市町村耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及

び相談窓口の設置は、全ての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会や学校等との連携策についても定めることが考えられる。

#### ホ 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁である市町村は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、所管行政庁である市町村は、法第 12 条第 3 項（法附則第 3 条第 3 項において準用する場合を含む。）又は法第 15 条第 3 項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第 10 条第 1 項の規定による勧告、同条第 2 項又は第 3 項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

### 3 計画の認定等の周知

所管行政庁は、法第 17 条第 3 項の計画の認定、法第 22 条第 2 項の認定、法第 25 条第 2 項の認定について、建築物の所有者へ周知し、活用を促進することが望ましい。なお、法第 22 条第 2 項の認定制度の周知にあたっては、本制度の活用が任意であり、表示が付されていないことをもって、建築物が耐震性を有さないこととはならないことについて、建築物の利用者等の十分な理解が得られるよう留意するべきである。

#### 附 則

1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 120 号）の施行の日（平成 18 年 1 月 26 日）から施行する。

2 平成 7 年建設省告示第 2089 号は、廃止する。

3 この告示の施行前に平成 7 年建設省告示第 2089 号第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第 1 ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第 1 の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

附 則（平成 25 年 10 月 29 日国土交通省告示第 1055 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成 25 年 11 月 25 日）から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日国土交通省告示第 529 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日国土交通省告示第 1381 号）

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（平成 31 年 1 月 1 日）から施行する。

(別添)

## 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

### 第一 建築物の耐震診断の指針

建築物の耐震診断は、当該建築物の構造耐力上主要な部分（建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。以下「令」という。）第 1 条第 3 号に規定するものをいう。以下同じ。）及び建物（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令第四条第二号に規定する建物をいう。以下同じ。）に附属する組積造の塀の配置、形状、寸法、接合の緊結の度、腐食、腐朽又は摩損の度、材料強度等に関する実地調査、当該建築物の敷地の状況に関する実地調査等の結果に基づき、次の各号によりそれぞれ地震に対する安全性を評価するものとする。この場合において、木造の建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物の木造の構造部分（以下「木造の建築物等」という。）にあっては、第 1 号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該木造の建築物等の敷地が第四号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、木造の構造部分を有しない建築物又は木造と鉄骨造その他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の木造以外の構造部分（第 2 号において「鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等」という。）にあっては、第 2 号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断され、かつ、当該鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等の敷地が第 4 号に掲げる基準に適合することが確かめられた場合に、建物に附属する組積造の塀にあっては、第 3 号の規定による評価の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断された場合に、当該建築物は地震に対して安全な構造であると判断できるものとする。ただし、国土交通大臣がこの指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって耐震診断を行う場合においては、当該方法によることができる。

一 木造の建築物等については、各階の張り間方向及びけた行方向の構造耐震指標を次のイからハまでに定めるところによりそれぞれ求め、別表第 1 により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$lw = \frac{Pd}{Qr}$$

この式において、lw、Pd、及びQrは、それぞれ次の数値を表すものとする。

lw 各階の張り間方向又はけた行方向の構造耐震指標

Pd 各階の張り間方向又はけた行方向の耐力（以下「保有耐力」という。）を表すものとして、各階の当該方向の壁を設け又は筋かいを入れた軸組（以下「壁等」という。）の強さ及び配置を考慮してロに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

Qr 各階の必要保有耐力を表すものとして、各階の床面積、積雪荷重、建築物の形状、地盤の種類等を考慮してハに定めるところにより算出した数値（単位キロニュートン）

- ロ イに定める建築物の各階の張り間方向又はけた行方向の Pd は、次の式によって得られる数値とする。ただし、建築物の各階の保有水平耐力（令第 82 条の 4 に規定する各階の水平力に対する耐力をいう。以下同じ。）及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$Pd = (Pw + P_6) E$$

この式において、Pd、Pw、P<sub>6</sub>及びEは、それぞれ次の数値を表すものとする。

Pd イに定めるPdの数値（単位キロニュートン）

Pw 各階の張り間方向又はけた行方向につき、壁等の強さに基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数を乗じた数値（単位キロニュートン）。ただし、壁等の強さは、各階の張り間方向又はけた行方向につき、令第 46 条第 4 項表 1 の軸組の種類欄に掲げる区分に応じて倍率の欄に掲げる数値に 1.96 を乗じた数値（別表第 2 の軸組の種類欄に掲げる軸組にあっては、それぞれ同表の倍率の欄に掲げる数値とする。）（以下「壁強さ倍率」という。）に当該軸組の長さ（単位メートル）を乗じた数値とし、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法による低減係数は、最上階及び地階を除く階数が 1 の建築物にあっては別表第 3-1、地階を除く階数が 2 の建築物の 1 階並びに地階を除く階数が 3 の建築物の 1 階及び 2 階にあっては別表第 3-2 の壁強さ倍率、基礎の仕様並びに壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法に応じて、これらの表の低減係数の欄に掲げる数値とする。

P<sub>6</sub> 壁等の強さ以外の耐力を表す数値として、ハに定める Qr の数値に 0.25 を乗じた数値とする（単位キロニュートン）。ただし、建築物の壁等の部分以外の部分の耐力として、建築物の保有水平耐力及び靱性に及ぼす影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

E 壁等の配置による保有耐力の低減を表す数値として、別表第 4 の側端部分の壁量充足率、反対側の側端部分の壁量充足率及び直上階の床の仕様に応じて、同表の低減係数の欄に掲げる数値

- ハ イに定める建築物の各階の Qr は、次の式によって得られる数値（1 階が鉄骨造又は鉄筋コンクリート造で 2 階又は 3 階が木造である建築物の木造部分の階の Qr にあっては、同式によって得られる数値を 1.2 倍した数値）とする。ただし、令第 88 条第 1 項及び第 2 項の規定により各階の地震力を算出する場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$Qr = (Cr + Ws) Af Z Cd Cg$$

この式において、Qr、Af、Cr、Ws、Z、Cd 及び Cg は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Qr イに定める Qr の数値（単位キロニュートン）

Cr 単位床面積当たりの必要保有耐力として、別表第 5 の建築物の種類及び階数に応じて、

同表の単位床面積当たりの必要保有耐力の欄に掲げる数値（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン）

Ws 令第 86 条第 2 項ただし書の規定により、特定行政庁が指定する多雪区域内の建築物にあっては、同条第 3 項に規定する垂直積雪量（単位メートル）に 0.26 を乗じた数値、それ以外の建築物にあっては零（単位 1 平方メートルにつきキロニュートン）

Af 当該階の床面積（単位平方メートル）

Z 令第 88 条第 1 項に規定する Z の数値

Cd 張り間方向又はけた行方向のいずれか短い方の長さが 4 メートル未満の建築物であって、地階を除く階数が 2 の建築物の 1 階又は地階を除く階数が 3 の建築物の 1 階若しくは 2 階の場合には 1.13、その他の場合には 1

Cg 令第 88 条第 2 項ただし書の規定により、地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する区域内における建築物にあっては 1.5、それ以外の建築物にあっては 1

二 鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物等については、各階の構造耐震指標を次のイからハまでに、各階の保有水平耐力に係る指標をニに定めるところによりそれぞれ求め、これらの指標に応じ別表第 6 により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断されること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により建築物の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 建築物の各階の構造耐震指標は、次の式により計算すること。

$$I_s = \frac{E_o}{F_{es} Z R_t}$$

この式において、 $I_s$ 、 $E_o$ 、 $F_{es}$ 、 $Z$  及び  $R_t$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。ただし、 $F_{es}$  については、地震時における建築物の形状が当該建築物の振動の性状に与える影響を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができる。

$I_s$  各階の構造耐震指標

$E_o$  各階の耐震性能を表すものとして、各階の保有水平耐力及び各階の靱性を考慮して口に定めるところにより算出した数値

$F_{es}$  令第 82 条の 4 第 2 号に規定する  $F_{es}$  の数値

$Z$  令第 82 条の 4 第 2 号に規定する  $Z$  の数値

$R_t$  令第 88 条第 1 項に規定する  $R_t$  の数値

ロ イに定める建築物の各階の  $E_o$  は、次の(1)の式によって得られる数値又は次の(2)の式によって得られる数値（当該建築物の構造耐力上主要な部分である柱、壁若しくははり又はこれらの接合部が、せん断破壊等によって構造耐力上支障のある急激な耐力の低下を生ずるおそれがなく、かつ、当該建築物の特定の部分に生ずる塑性変形が過度に増大しないことが確かめられる場合には、これらの式の右辺に次の(3)の式により得られる割増係数を乗じることができるものとする。）のいずれか大きなものとする。ただし、各階の  $E_o$  は、塑性変形の度が著しく低い柱が存在する場合又は地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱のみの耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそ

れがある場合においては次の(1)の式によって計算するものとするほか、建築物の保有水平耐力及び靱性を適切に評価して算出することができる場合においては、当該算出によることができるものとする。

$$(1) \quad E_o = \frac{Q_u F}{W A_i}$$

$$(2) \quad E_o = \frac{\sqrt{(Q_1 F_1)^2 + (Q_2 F_2)^2 + (Q_3 F_3)^2}}{W A_i}$$

$$(3) \quad a = \frac{2(2n+1)}{3(n+1)}$$

(1)から(3)までの式において、 $E_o$ 、 $Q_u$ 、 $F$ 、 $W$ 、 $A_i$ 、 $Q_1$ 、 $Q_2$ 、 $Q_3$ 、 $F_1$ 、 $F_2$ 、 $F_3$ 、 $\alpha$  及び  $n$  はそれぞれ次の数値を表すものとする。

$E_o$  イに定める数値

$Q_u$  各階の保有水平耐力

$F$  各階の靱性を表す数値で、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する架構の種類に応じた別表第7に掲げる  $F_i$  と、その他の階にあっては、当該階に作用する地震力の多くを負担する柱又は壁の種類に応じた別表第8に掲げる  $F_i$  とする。ただし、当該階の地震力の大部分を負担する柱、筋かい又は壁以外の一部の柱の耐力の低下によって建築物が容易に倒壊し、又は崩壊するおそれがある場合においては、柱及びはりの大部分が鉄骨造である階にあっては、当該柱を含む架構の種類に、その他の階にあっては、当該柱の種類に応じた数値としなければならない。

$W$  令第88条第1項の規定により地震力を計算する場合における当該階が支える部分の固定荷重と積載荷重との和(多雪区域においては、更に積雪荷重を加えるものとする。)

$A_i$  令第88条第1項に規定する当該階に係る  $A_i$  の数値

$Q_1$  ハに定める第1グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第1グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計

$Q_2$  ハに定める第2グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第2グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計

$Q_3$  ハに定める第3グループに属する架構又はこれを構成する柱若しくは壁(以下「第3グループの架構等」という。)の水平力に対する耐力の合計

$F_1$  第1グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等の  $F_i$  の最小値

$F_2$  第2グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等  $F_i$  の最小値

$F_3$  第3グループの架構等の種類に応じた別表第7及び別表第8に掲げる当該架構等の  $F_i$  の最小値

$\alpha$  建築物の地階を除く階数

$n$  建築物の地階を除く階数

ハ 別表第 7 及び別表第 8 に掲げる  $F_i$  の大きさに応じ、架構又はこれを構成する柱若しくは壁（以下「架構等」という。）を 3 組に区分する場合において、 $F_i$  の最も小さな架構等を含む組を第 1 グループ、 $F_i$  の最も大きな架構等を含む組を第 3 グループ、その他の組を第 2 グループとする。

二 建築物の各階の保有水平耐力に係る指標は、次の式により計算すること。

$$q = \frac{Q_u}{F_{es} W Z R_t A_i S_t}$$

この式において、 $q$ 、 $Q_u$ 、 $F_{es}$ 、 $W$ 、 $Z$ 、 $R_t$ 、 $A_i$  及び  $S_t$  は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$q$  各階の保有水平耐力に係る指標

$Q_u$  □に定める  $Q_u$  の数値

$F_{es}$  イに定める  $F_{es}$  の数値

$W$  □に定める  $W$  の数値

$Z$  イに定める  $Z$  の数値

$R_t$  イに定める  $R_t$  の数値

$A_i$  □に定める  $A_i$  の数値

$S_t$  建築物の構造方法に応じて定まる数値で、鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造にあっては 0.25、その他の構造方法にあっては 0.3 とする。

三 建物に附属する組積造の塀については、その前面道路に面する部分が次に掲げる基準に適合するかどうかを確かめ、別表第九により地震に対する安全性を評価すること。ただし、この安全性を評価する際には、実地調査等により塀の部材等の劣化状況を適切に考慮するものとする。

イ 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

□ 次に掲げる基準に適合すること。

(1) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁の一体性が確保されていること。

(2) 地震時に生じる力に対して、鉄筋等により壁と控壁等の一体性が確保されていること。

(3) 壁及び控壁等の重量による復元モーメントと縦筋等による降伏モーメントの和が、地震時に生じる力により壁の基礎より上の部分において当該塀の面外方向に作用するモーメントを上回ること。

四 建築物の敷地については、次に掲げる基準に適合すること。

イ 高さが 2 メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地にあっては、当該擁壁が次の基準に適合すること。ただし、当該擁壁の崩壊が、周囲の建築物に被害を与えるおそれがなく、かつ、当該擁壁が崩壊する場合においても当該敷地内の建築物の基礎が地震時に生じる力を地盤に安全に伝えることができることを確かめられる場合は、この限りでない。

(1) 材料の腐食、腐朽等により、構造耐力上支障となる損傷、変形等が生じていないこと。

(2) 石造の擁壁にあっては、裏込めにコンクリートを用いること等により、石と石とを充分に結合したものであること。

(3) 擁壁の裏面の排水をよくするために水抜穴を設け、擁壁の裏面で水抜穴の周辺に砂利等

を詰めること等の措置が講じられていること。

- (4) 擁壁が垂直方向に増設されている場合にあっては、当該擁壁全体が地震時に生じる土圧等により崩壊しないことが構造計算等により確かめられたものであること。

□ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地にあっては、次のいずれかの基準に適合すること。

- (1) イ(1)から(4)までに掲げる基準に適合する擁壁の設置その他安全上適当な措置が講じられていること。
- (2) 当該敷地内の建築物について、がけから安全上支障のない距離が確保されていること等により、被害を受けるおそれのないことが確かめられること。

ハ 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地にあっては、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じることがないように適当な地盤の改良等が行われていること。

## 第二 建築物の耐震改修の指針第 2 建築物の耐震改修の指針

建築物の耐震改修は、耐震診断の結果に基づき、当該建築物及びその敷地が第 1 に定める地震に対して安全な構造となるように、当該建築物の構造耐力上主要な部分、建物に附属する組積造の塀及び当該建築物の敷地について、次に掲げる基準に適合する方法によって行うものとする。

一 建築物を使用しつつ耐震改修を行う場合にあっては、構造耐力上主要な部分を釣合いよく配置し、地震の震動及び衝撃に対して一様に当該建築物の構造耐力が確保されるものとする。

二 耐震改修による地盤の沈下又は変形に対して、建築物の基礎を構造耐力上安全なものとする。

三 木造の建築物等にあっては、前 2 号に適合するほか、次の方法によること。

イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、軸組を構成する柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材に合板をくぎで打ち付けること等によって軸組を補強すること。

□ 筋かい、その端部を、柱とはりその他の横架材との仕口に接近して、ボルト、かすがい、くぎその他の金物で緊結し、構造耐力上主要な部分である継手又は仕口は、ボルト締、かすがい打、込み栓打その他の構造方法によりその部分の存在応力を伝えるように緊結すること。

ハ 地盤の沈下又は変形に対して、構造耐力上主要な部分である柱で最下階の部分に使用するものの下部、土台及び基礎が構造耐力上安全なものとなるように、当該柱の下部若しくは土台を基礎に緊結し、足固めを使用し、又は基礎を鉄筋コンクリートで補強すること。

二 外壁のうち、鉄網モルタル塗その他軸組が腐りやすい構造である部分又は柱、筋かい及び土台のうち、地面から 1 メートル以内の部分には、有効な防腐措置を講ずるとともに、必要に応じて、白蟻その他の虫による害を防ぐための措置を講ずること。

四 鉄骨造の建築物又は鉄骨造とその他の構造とを併用する建築物の鉄骨造の部分については、第 1 号及び第 2 号に適合するほか、次の方法によること。

- イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、筋かいを補強し、又は増設すること。この場合において、当該筋かいの端部及び接合部が破断しないものとする。
- ロ 柱若しくははり又はこれらの接合部が、局部座屈、破断等を生ずるおそれのある場合においては、これらの部分を添板等によって補強すること。
- ハ 柱の脚部の基礎との接合部において、アンカーボルトの破断、基礎の破壊等の生ずるおそれのある場合においては、当該柱の脚部を鉄筋コンクリート造の基礎に埋め込むこと等によって当該接合部を補強すること。
- 二 腐食のおそれのある部分に使用する鋼材には、有効な錆止めを講ずること。
- 五 鉄筋コンクリート造等（組積造、補強コンクリートブロック造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造及び無筋コンクリート造をいう。以下この号において同じ。）の建築物又は鉄筋コンクリート造等とその他の構造とを併用する建築物（いずれも建物に附属する組積造の塀を除く。）の鉄筋コンクリート造等の部分にあっては、第 1 号及び第 2 号に適合するほか、次の方法によること。
  - イ 建築物に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、壁を厚くすること等により補強し、又は壁若しくは鉄骨造の筋かいを増設すること。
  - ロ 柱がせん断破壊等によって急激な耐力の低下を生ずるおそれのある場合には、当該柱に鋼板を巻き付けることその他の靱性をもたせるための措置を講ずること。
- 六 建物に附属する組積造の塀にあっては、第一号及び第二号に適合するほか、塀に作用する地震の震動及び衝撃に耐えるように、一体性の確保及び転倒防止のための補強又は高さの低減等を行うことその他安全上必要な措置を講ずること。
- 七 建築物の敷地にあっては、次の方法によること。
  - イ 高さが 2 メートルを超える擁壁を設けた建築物の敷地であって、当該擁壁の崩壊により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、当該擁壁について、地盤アンカー体、格子状に組み合わせた鉄筋コンクリート造の枠等を用いて補強すること。
  - ロ がけ崩れ等による被害を受けるおそれのある建築物の敷地であって、がけ崩れ等により建築物が被害を受けるおそれのある場合においては、新たに擁壁を設置すること、イに定める方法により擁壁を補強すること、がけの下に建築物にあっては土砂の流入を防止するための防護塀を設けることその他安全上必要な措置を講ずること。
- 八 地震時に液状化するおそれのある地盤の土地である建築物の敷地であって、当該地盤の液状化により建築物に構造耐力上著しい支障が生じるおそれのある場合においては、締固め等により地盤の改良を行うこと、当該建築物の基礎の構造を鉄筋コンクリート造のべた基礎とすることその他安全上必要な措置を講ずること。
- 八 前各号に定めるもののほか、建築物が地震に対して安全な構造となるように有効な措置を講ずること。

別表第 1

| 構造耐震指標 |                | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性           |
|--------|----------------|--------------------------------|
| (1)    | lw が 0.7 未満の場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |

|                              |                       |                                |
|------------------------------|-----------------------|--------------------------------|
| (2)                          | lw が 0.7 以上 1.0 未満の場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| (3)                          | lw が 1.0 以上の場合        | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |
| この表において、lw は、構造耐震指標を表す数値とする。 |                       |                                |

別表第 2

|     | 軸組の種類                                                                                                                                                       | 倍率  |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (1) | 塗り厚が 9 センチメートル以上の土塗壁（中塗り土の塗り方が両面塗りのものに限る。）                                                                                                                  | 3.9 |
| (2) | 厚さ 1.5 センチメートル以上で幅 9 センチメートル以上の木材又は径 9 ミリメートル以上の鉄筋の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が平成 12 年建設省告示第 1460 号（以下「告示第 1460 号」という。）第 1 号の規定に適合しないものに限る。）                        | 1.6 |
| (3) | 厚さ 3 センチメートル以上で幅 9 センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第 1460 号第 1 号の規定に適合しないものに限る。）                                                                         | 1.9 |
| (4) | 厚さ 4.5 センチメートル以上で幅 9 センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第 1460 号第 1 号の規定に適合しないものに限る。）                                                                       | 2.6 |
| (5) | 9 センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組（筋かいの端部の接合が告示第 1460 号第 1 号の規定に適合しないものに限る。）                                                                                         | 2.9 |
| (6) | 木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付け、これにラスシート、ワイヤラス又はメタルラスを止め付けたモルタル塗りの壁を設けた軸組                                                                                      | 1.6 |
| (7) | 柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A5508（くぎ）—1992 に適合する G N F 40、G N C 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が 20 センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組 | 1.7 |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                               |     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (8)  | 厚さ 1.5 センチメートル以上で幅 4.5 センチメートル以上の木材を 50 センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（J I S A 5508（くぎ）—1992 に適合するN50 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、窯業系サイディングをくぎ又はねじ（J I S A 5508（くぎ）—1992 に適合するGNF 40、GNC 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が 20 センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組                  | 1.7 |
| (9)  | 柱及び間柱の片面にせっこうボード（J I S A 6901（せっこうボード製品）—1994 に適合するせっこうボードで厚さが 12 ミリメートル以上のものに限る。以下この表において同じ。）をくぎ又はねじ（J I S A 5508（くぎ）—1992 に適合するGNF 40、GNC 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が 20 センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組                                                                  | 1.2 |
| (10) | 厚さ 1.5 センチメートル以上で幅 4.5 センチメートルの木材を 31 センチメートル以下の間隔で柱及び間柱にくぎ（J I S A 5508（くぎ）—1992 に適合するN50 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、せっこうボードをくぎ又はねじ（J I S A 5508（くぎ）—1992 に適合するGNF 40、GNC 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が 20 センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組                             | 1.2 |
| (11) | 厚さ 3 センチメートル以上で幅 4 センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（J I S A 5508（くぎ）—1992 に適合するN75 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が 30 センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、せっこうボードをくぎ又はねじ（J I S A 5508（くぎ）—1992 に適合するGNF 40、GNC 40 その他これらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が 20 センチメートル以下のものに限る。）を | 1.3 |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | 設けた軸組                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                                |
| (12) | 構造用合板（構造用合板の日本農林規格（昭和 51 年農林水産省告示第 894 号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁に用いる場合は特類に限る。）で厚さが 7.5 ミリメートル以上のものに限る。）を柱及び間柱にくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992 に適合するN50 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が 20 センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組                                                             | 2.5                                                                                                            |
| (13) | 化粧合板で厚さが 5.5 ミリメートル以上のものを柱及び間柱にくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992 に適合するN38 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が 20 センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組                                                                                                                                                       | 1.4                                                                                                            |
| (14) | 厚さ 3 センチメートル以上で幅 4 センチメートル以上の木材を用いて柱及び間柱にくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992 に適合するN75 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受材（くぎの間隔が 30 センチメートル以下のものに限る。）及び間柱、胴つなぎその他これらに類するものに、化粧合板で厚さが 5.5 ミリメートル以上のものをくぎ（J I S A5508（くぎ）—1992 に適合するN38 又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（垂れ壁及び腰壁を除き、くぎの間隔が 20 センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組 | 1.0                                                                                                            |
| (15) | 令第 46 条第 4 項の表 1 の(1)から(8)まで又は(1)から(14)までに掲げる壁又は筋かいを併用した軸組                                                                                                                                                                                                                                        | 併用する軸組の令第 46 条第 4 項の表 1 の(1)から(8)までの倍率の欄に掲げる数値に 1.96 を乗じた数値又は(1)から(14)までの倍率の欄に掲げる数値の和（当該数値の和が 9.8 を超える場合は 9.8） |

別表第 3-1

|       |       |               |      |
|-------|-------|---------------|------|
| 壁強さ倍率 | 基礎の仕様 | 壁等の両側の柱の頂部及び脚 | 低減係数 |
|-------|-------|---------------|------|

|                  |                                                                       | 部の接合方法                                                                                       |      |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 2.5 未満           | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎                                                   | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 1.0  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 1.0  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.7  |
|                  |                                                                       | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.7  |
|                  | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。) | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 0.85 |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.85 |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.7  |
|                  |                                                                       | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.7  |
|                  | その他の基礎                                                                | —                                                                                            | 0.7  |
| 2.5 以上<br>4.0 未満 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎                                                   | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 1.0  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.8  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合                                                                           | 0.6  |

|                  |                                                                           |                                                                                              |      |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                  |                                                                           | しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。）                   |      |
|                  |                                                                           | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.35 |
|                  | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎<br>若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。） | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 0.7  |
|                  |                                                                           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.6  |
|                  |                                                                           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | 0.5  |
|                  | その他の基礎                                                                    | —                                                                                            | 0.35 |
| 4.0 以上<br>6.0 未満 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 1.0  |
|                  |                                                                           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.65 |
|                  |                                                                           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | 0.45 |
|                  |                                                                           | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.25 |

|        |                                                                           |                                                                                              |      |
|--------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|        | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎<br>若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。） | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 0.6  |
|        |                                                                           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.45 |
|        |                                                                           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | 0.35 |
|        |                                                                           | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.25 |
|        | その他の基礎                                                                    | —                                                                                            | 0.25 |
| 6.0 以上 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 1.0  |
|        |                                                                           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.5  |
|        |                                                                           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | 0.35 |
|        |                                                                           | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.2  |
|        | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎<br>若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設          | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 0.6  |
|        |                                                                           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)まで                                          | 0.35 |

|  |           |                                                                                              |     |
|--|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|  | けたものに限る。) | に掲げる接合方法としたもの                                                                                |     |
|  |           | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.3 |
|  |           | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.2 |
|  | その他の基礎    | —                                                                                            | 0.2 |

この表において、最上階の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。

別表第 3-2

| 壁強さ倍率            | 基礎の仕様                                                                 | 壁等の両側の柱の頂部及び脚部の接合方法                                                                          | 低減係数 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| 2.5 未満           | —                                                                     | —                                                                                            | 1.0  |
| 2.5 以上<br>4.0 未満 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎                                                   | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 1.0  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 1.0  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.8  |
|                  |                                                                       | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.8  |
|                  | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。) | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 0.9  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.9  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にあ                        | 0.8  |
|                  |                                                                       |                                                                                              |      |

|                  |                                                                       |                                                                                              |      |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|------|
|                  |                                                                       | る軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。)                                                                      |      |
|                  |                                                                       | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.8  |
|                  | その他の基礎                                                                | —                                                                                            | 0.8  |
| 4.0 以上<br>6.0 未満 | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎                                                   | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 1.0  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.9  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.7  |
|                  |                                                                       | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.7  |
|                  | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎(柱脚に足固めを設けたものに限る。) | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 0.85 |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.8  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの(当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。) | 0.7  |
|                  |                                                                       | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.7  |
|                  | その他の基礎                                                                | —                                                                                            | 0.7  |
| 6.0 以上           | 鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎                                                   | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 1.0  |
|                  |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.8  |

|                                                                                     |                                                                       |                                                                                              |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|                                                                                     |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | 0.6 |
|                                                                                     |                                                                       | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.6 |
|                                                                                     | 著しいひび割れのある鉄筋コンクリート造のべた基礎若しくは布基礎、無筋コンクリート造の布基礎又は玉石基礎（柱脚に足固めを設けたものに限る。） | 告示第 1460 号第 2 号に適合する接合方法としたもの                                                                | 0.8 |
|                                                                                     |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(ろ)から(ぬ)までに掲げる接合方法としたもの                             | 0.7 |
|                                                                                     |                                                                       | 告示第 1460 号第 2 号に適合しない場合であって、告示第 1460 号表 3(い)に掲げる接合方法としたもの（当該軸組を含む面内にある軸組のうち、端部の柱が通し柱の場合に限る。） | 0.6 |
|                                                                                     |                                                                       | その他の接合方法としたもの                                                                                | 0.6 |
|                                                                                     | その他の基礎                                                                | —                                                                                            | 0.6 |
| この表において、地階を除く階数が 3 の建築物の 2 階部分の壁については、基礎の仕様の欄に掲げる鉄筋コンクリート造のべた基礎又は布基礎の項の数値を用いるものとする。 |                                                                       |                                                                                              |     |

別表第 4

| 側端部分の壁量充足率 | 上欄の側端部分の反対側の側端部分の壁量充足率 | 直上階の床の仕様                         | 低減係数 |
|------------|------------------------|----------------------------------|------|
| 0.33 未満    | 0.33 未満                | —                                | 1.0  |
|            | 0.33 以上 0.66 未満        | 横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.7  |
|            |                        | 火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの     | 0.5  |
|            |                        | その他の仕様                           | 0.3  |
|            | 0.66 以上 1.0 未満         | 横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.6  |

|                                                                                                                                                                                                                   |                 |                                  |      |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|----------------------------------|------|
|                                                                                                                                                                                                                   | 1.0 以上          | 火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの     | 0.45 |
|                                                                                                                                                                                                                   |                 | その他の仕様                           | 0.3  |
|                                                                                                                                                                                                                   |                 | 横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.6  |
|                                                                                                                                                                                                                   |                 | 火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの     | 0.45 |
|                                                                                                                                                                                                                   |                 | その他の仕様                           | 0.3  |
| 0.33 以上<br>0.66 未満                                                                                                                                                                                                | 0.33 以上 0.66 未満 | —                                | 1.0  |
|                                                                                                                                                                                                                   | 0.66 以上 1.0 未満  | 横架材に合板を釘打ちしたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの | 0.8  |
|                                                                                                                                                                                                                   |                 | 火打ち材を設けたもの又はこれと同等以上の性能を有するもの     | 0.8  |
|                                                                                                                                                                                                                   |                 | その他の仕様                           | 0.75 |
|                                                                                                                                                                                                                   | 1.0 以上          | —                                | 0.75 |
| 0.66 以上                                                                                                                                                                                                           | 0.66 以上         | —                                | 1.0  |
| この表における壁量充足率の算定方法については、平成 12 年建設省告示第 1352 号第 1 号及び第 2 号の規定を準用する。この場合においては、同告示第 1 号中「令第 46 条第 4 項の規定の表 1 の数値」とあるのは「令第 46 条第 4 項の規定の表 1 の数値に 1.96 を乗じたもの又は別表第 2 の数値」と、「同項の表 2 の数値」とあるのは「別表第 5 の数値」と、それぞれ読み替えるものとする。 |                 |                                  |      |

別表第 5

| 建築物の種類 |                               | 単位床面積当たりの必要保有耐力（1 平方メートルにつきキロニュートン） |                 |                 |                 |                 |                 |
|--------|-------------------------------|-------------------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|        |                               | 階数が 1 の建築物                          | 階数が 2 の建築物の 1 階 | 階数が 2 の建築物の 2 階 | 階数が 3 の建築物の 1 階 | 階数が 3 の建築物の 2 階 | 階数が 3 の建築物の 3 階 |
| (1)    | 土蔵造の建築物その他これに類する壁の重量が特に大きい建築物 | 0.64                                | 1.41            | 0.78            | 2.07            | 1.59            | 0.91            |
| (2)    | (1)に掲げる建築物以外の建                | 0.28                                | 0.83            | .37             | 1.34            | 0.98            | 0.43            |

|     |                                      |     |      |      |      |      |      |
|-----|--------------------------------------|-----|------|------|------|------|------|
|     | 建築物で屋根を金属板、石板、木板その他これらに類する軽い材料でふいたもの |     |      |      |      |      |      |
| (3) | (1) 及び (2) に掲げる建築物以外の建築物             | 0.4 | 1.06 | 0.53 | 1.66 | 1.25 | 0.62 |

この表における階数の算定については、地階の部分の階数は、算入しないものとする。

別表第 6

| 構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標 |                                  | 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性           |
|---------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| (1)                 | Is が 0.3 未満の場合又は q が 0.5 未満の場合   | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |
| (2)                 | (1) 及び (3) 以外の場合                 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。 |
| (3)                 | Is が 0.6 以上の場合で、かつ、q が 1.0 以上の場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |

この表において、Is 及び q は、それぞれ次の数値を表すものとする。

Is 各階の構造耐震指標

q 各階の保有水平耐力に係る指標

別表第 7

| 架構の種類 |                                                                                                      | 鉄骨造の架構の Fi の数値 |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| (1)   | 柱及びはりの座屈が著しく生じ難く、かつ、これらの接合部、筋かいの接合部及び柱の脚部の基礎との接合部（以下この表において「接合部」という。）の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が特に高いもの | 4.0            |
| (2)   | 柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が著しく生じ難いこと等のため、塑性変形の度が高いもの                                                    | 3.0            |
| (3)   | 柱及びはりの座屈が生じ難く、かつ、接合部の破断が生じ難いこと等のため、耐力が急激に低下しないもの                                                     | 2.5            |
| (4)   | 接合部の破断が生じ難いが、柱及びはりの座屈が生じ易いこと等のため、耐力が低下するもの                                                           | 2.0            |

|                                 |                                                      |     |
|---------------------------------|------------------------------------------------------|-----|
| (5)                             | 柱及びはりの座屈が生じ易く、かつ、接合部に塑性変形が著しく生じ易いこと等のため、耐力が急激に低下するもの | 1.5 |
| (6)                             | 接合部又は筋かいの破断が生じ易いもの又は(1)から(5)までに掲げるもの以外のもの            | 1.0 |
| この表において、 $F_i$ は、架構の靱性を表す数値とする。 |                                                      |     |

別表第 8

| 柱又は壁の種類                           |                                | 鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁の $F_i$ の数値 | 鉄骨造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の柱又は壁以外の柱又は壁の $F_i$ の数値 |
|-----------------------------------|--------------------------------|-----------------------------|-----------------------------------------|
| (1)                               | せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い柱   | 3.5                         | 3.2                                     |
| (2)                               | せん断破壊が著しく生じ難いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱 | 3.5                         | 3.0                                     |
| (3)                               | せん断破壊が生じ難いため、塑性変形の度が高い柱        | 2.4                         | 2.2                                     |
| (4)                               | せん断破壊が生じ易いはりに専ら塑性変形が生ずる架構の柱    | 2.0                         | 1.5                                     |
| (5)                               | 塑性変形の度は高くないが、せん断破壊が生じ難い柱       | 1.3                         | 1.3                                     |
| (6)                               | せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い柱        | 1.3                         | 1.0                                     |
| (7)                               | せん断破壊が著しく生じ易いため、耐力が急激に低下する柱    | 1.0                         | 0.8                                     |
| (8)                               | 基礎の浮き上がり等により回転変形を生ずる壁          | 3.5                         | 3.0                                     |
| (9)                               | せん断破壊が著しく生じ難いため、塑性変形の度が特に高い壁   | 2.5                         | 2.0                                     |
| (10)                              | せん断破壊が生じ易いため、塑性変形の度が低い壁        | 1.3                         | 1.0                                     |
| この表において、 $F_i$ は、柱又は壁の靱性を表す数値とする。 |                                |                             |                                         |

別表第 9

| 別添第一第三号に掲げる基準への適合性 |                            | 塀の地震に対する安全性                    |
|--------------------|----------------------------|--------------------------------|
| (1)                | 別添第一第三号に掲げる基準のいずれかに適合しない場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。 |
| (2)                | 別添第一第三号に掲げる基準のいずれのもも適合する場合 | 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。 |

(2) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号)

第一章 総則

(目的)

**第一条** この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

**第二条** この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、模様替若しくは一部の除却又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

(国、地方公共団体及び国民の努力義務)

**第三条** 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

**第四条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- 二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- 三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- 四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- 五 次条第 1 項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表し

なければならない。

(都道府県耐震改修促進計画)

**第五条** 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

**2** 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

**五** その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

**3** 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 病院、官公署その他大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるものであって、既存耐震不適格建築物（地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（以下「耐震関係規定」という。）に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているものをいう。以下同じ。）であるもの（その地震に対する安全性が明らかでないものとして政令で定める建築物（以下「耐震不明建築物」という。）に限る。）について、耐震診断を行わせ、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該建築物に関する事項及び当該建築物に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第14条第3号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項
- 三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断

及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 5 年法律第 52 号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第 3 条第 4 号 に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第 6 条 に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第 19 条に規定する計画認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者（特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号 に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。）に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

五 前項第 1 号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）又は地方住宅供給公社（以下「公社」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に前項第 1 号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該建築物の所有者（所有者以外に権原に基づきその建築物を使用する者があるときは、その者及び所有者）の意見を聴かなければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に第 3 項第 5 号に定める事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社の同意を得なければならない。

6 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

7 第 3 項から前項までの規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

#### （市町村耐震改修促進計画）

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「市町村耐震改修促進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村耐震改修促進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- 二 当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- 三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- 四 建築基準法第 10 条第 1 項から第 3 項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第 2 号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- 一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等に限る。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、

耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 市町村は、市町村耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、市町村耐震改修促進計画の変更について準用する。

### 第三章 建築物の所有者が講ずべき措置

#### （要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務）

**第七条** 次に掲げる建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 第5条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された建築物 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

二 その敷地が第5条第3項第2号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。） 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。） 同項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限。

#### （要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等）

**第八条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の所有者が前条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、当該所有者に対し、相当の期限を定めて、その報告を行い、又はその報告の内容を是正すべきことを命ずることができる。

2 所管行政庁は、前項の規定による命令をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

3 所管行政庁は、第1項の規定により報告を命じようとする場合において、過失がなく当該報告を命ずべき者を確知することができず、かつ、これを放置することが著しく公益に反すると認められるときは、その者の負担において、耐震診断を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該報告をすべき旨及びその期限までに当該報告をしないときは、所管行政庁又はその命じた者若しくは委任した者が耐震診断を行うべき旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（耐震診断の結果の公表）

**第九条** 所管行政庁は、第 7 条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第 3 項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

**第十条** 都道府県は、第 7 条第 2 号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第 7 条第 3 号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震改修の努力）

**第十一条** 要安全確認計画記載建築物の所有者は、耐震診断の結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該要安全確認計画記載建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

**第十二条** 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物の耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、基本方針のうち第 4 条第 2 項第 3 号の技術上の指針となるべき事項（以下「技術指針事項」という。）を勘案して、要安全確認計画記載建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要安全確認計画記載建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要安全確認計画記載建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（要安全確認計画記載建築物に係る報告、検査等）

**第十三条** 所管行政庁は、第 8 条第 1 項並びに前条第 2 項及び第 3 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要安全確認計画記載建築物の所有者に対し、要安全確認計画記載建築物の地震に対する安全性に係る事項（第 7 条の規定による報告の対象となる事項を除く。）に関し報告させ、又はその職員に、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地若しくは要安全確認計画記載建築物の工事現場に立ち入り、要安全確認計画記載建築物、要安全確認計画記載建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特定既存耐震不適格建築物の所有者の努力）

**第十四条** 次に掲げる建築物であって既存耐震不適格建築物であるもの（要安全確認計画記載建築物であるものを除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者は、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、その結果、地震に対する安全性の向上を図る必要があると認められるときは、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 その敷地が第5条第3項第2号若しくは第3号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路又は第6条第3項の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害建築物

（特定既存耐震不適格建築物に係る指導及び助言並びに指示等）

**第十五条** 所管行政庁は、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定既存耐震不適格建築物（第1号から第3号までに掲げる特定既存耐震不適格建築物にあつては、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものに限る。）について必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定既存耐震不適格建築物
- 三 前条第2号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物
- 四 前条第3号に掲げる建築物である特定既存耐震不適格建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定既存耐震不適格建築物の所有者に対し、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地若しくは特定既存耐震不適格建築物の工事現場に立ち入り、特定既存耐震不適格建築物、特定既存耐震不適格建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第13条第1項ただし書、第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査につい

て準用する。

**（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）**

**第十六条** 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 2 所管行政庁は、前項の既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該既存耐震不適格建築物の所有者に対し、技術指針事項を勘案して、当該既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

**第四章 建築物の耐震改修の計画の認定**

**（計画の認定）**

**第十七条** 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

- 2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 建築物の位置
- 二 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- 三 建築物の耐震改修の事業の内容
- 四 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- 五 その他国土交通省令で定める事項

- 3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- 一 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- 二 前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- 三 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項 の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築、改築、大規模の修繕（同法第2条第14号 に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第15号 に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

- イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も、引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法 又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなる

ことがやむを得ないと認められるものであること。

- 工事の計画（2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあっては、それぞれの工事の計画。第5号口及び第6号口において同じ。）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

四 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である耐火建築物（建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

（1） 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

（2） 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

五 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の容積率（延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第8項において「容積率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が容積率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

六 第1項の申請に係る建築物が既存耐震不適格建築物である場合において、当該建築物について増築をすることにより当該建築物が建築物の建ぺい率（建築面積の敷地面積に対する割合をいう。）に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定（イ及び第9項において「建ぺい率関係規定」という。）に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建ぺい率関係規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

- 工事の計画に係る建築物について、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるものであること。

- 4 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。
- 5 建築基準法第93条の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第93条の2の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。
- 6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定を適用する。
  - 一 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物等であって、第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの
  - 二 計画の認定に係る第3項第3号の建築物等
- 7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第4号の建築物については、建築基準法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定は、適用しない。
- 8 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第5号の建築物については、容積率関係規定は、適用しない。
- 9 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第6号の建築物については、建ぺい率関係規定は、適用しない。
- 10 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

**（計画の変更）**

**第十八条** 計画の認定を受けた者（第28条第1項及び第3項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

**（計画認定建築物に係る報告の徴収）**

**第十九条** 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に係る建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

**（改善命令）**

**第二十条** 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って計画認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善

に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

**第二十一条** 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

## 第五章 建築物の地震に対する安全性に係る認定等

（建築物の地震に対する安全性に係る認定）

**第二十二条** 建築物の所有者は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該建築物について地震に対する安全性に係る基準に適合している旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る建築物が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していると認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた者は、同項の認定を受けた建築物（以下「基準適合認定建築物」という。）、その敷地又はその利用に関する広告その他の国土交通省令で定めるもの（次項において「広告等」という。）に、国土交通省令で定めるところにより、当該基準適合認定建築物が前項の認定を受けている旨の表示を付することができる。

4 何人も、前項の規定による場合を除くほか、建築物、その敷地又はその利用に関する広告等に、同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

（基準適合認定建築物に係る認定の取消し）

**第二十三条** 所管行政庁は、基準適合認定建築物が前条第 2 項の基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の認定を取り消すことができる。

（基準適合認定建築物に係る報告、検査等）

**第二十四条** 所管行政庁は、前条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第 22 条第 2 項の認定を受けた者に対し、基準適合認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地若しくは基準適合認定建築物の工事現場に立ち入り、基準適合認定建築物、基準適合認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

2 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第六章 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定等

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定）

**第二十五条** 耐震診断が行われた区分所有建築物（2 以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項 に規定する区分所有者をいう。以下同じ。）が存する建築物をいう。以下同じ。）の管理者等（同法第 25 条第 1 項の規定により選任された管理者（管理者がないときは、同法第 34 条の規定による集会において指定された区分所有者）又は同法第 49 条第 1 項 の規定により置かれた理事をいう。）は、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁に対し、当該区分所有建築物について耐震改修を行う必要がある旨の認定を申請することができる。

2 所管行政庁は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る区分所有建築物が地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していないと認めるときは、その旨の認定をすることができる。

3 前項の認定を受けた区分所有建築物（以下「要耐震改修認定建築物」という。）の耐震改修が建物の区分所有等に関する法律第 17 条第 1 項 に規定する共用部分の変更に該当する場合における同項 の規定の適用については、同項 中「区分所有者及び議決権の各 4 分の 3 以上の多数による集会の決議」とあるのは「集会の決議」とし、同項 ただし書の規定は、適用しない。  
（要耐震改修認定建築物の区分所有者の耐震改修の努力）

**第二十六条** 要耐震改修認定建築物の区分所有者は、当該要耐震改修認定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

（要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等）

**第二十七条** 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧案して、要耐震改修認定建築物の耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、要耐震改修認定建築物について必要な耐震改修が行われていないと認めるときは、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、技術指針事項を勧案して、必要な指示をすることができる。

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた要耐震改修認定建築物の区分所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前 2 項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、要耐震改修認定建築物の区分所有者に対し、要耐震改修認定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地若しくは要耐震改修認定建築物の工事現場に立ち入り、要耐震改修認定建築物、要耐震改修認定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 第 13 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

## 第七章 建築物の耐震改修に係る特例

（特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例）

**第二十八条** 第 5 条第 3 項第 4 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項を記載した都道府県の区域内において、特定優良賃貸住宅法第 5 条第 1 項 に規定する認定事業者は、特定優良賃貸住宅の全部又は一部について特定優良賃貸住宅法第 3 条第 4 号 に規定する資格を有する入居者を国土交通省令で定める期間以上確保することができないときは、特定優良賃貸住宅法 の規定にかかわらず、都道府県知事（市の区域内にあっては、当該市の長。第 3 項において同じ。）の承認を受けて、その全部又は一部を特定入居者に賃貸することができる。

2 前項の規定により特定優良賃貸住宅の全部又は一部を賃貸する場合においては、当該賃貸借を、借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）第 38 条第 1 項 の規定による建物の賃貸借（国土交通省令で定める期間を上回らない期間を定めたものに限る。）としなければならない。

3 特定優良賃貸住宅法第 5 条第 1 項 に規定する認定事業者が第 1 項 の規定による都道府県

知事の承認を受けた場合における特定優良賃貸住宅法第 11 条第 1 項 の規定の適用については、同項 中「処分」とあるのは、「処分又は建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 28 条第 2 項の規定」とする。

**（機構の業務の特例）**

**第二十九条** 第 5 条第 3 項第 5 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に機構による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、機構は、独立行政法人都市再生機構法（平成 15 年法律第 100 号）第 11 条 に規定する業務のほか、委託に基づき、政令で定める建築物（同条第 3 項第 2 号 の住宅又は同項第 4 号 の施設であるものに限る。）の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

**（公社の業務の特例）**

**第三十条** 第 5 条第 3 項第 5 号の規定により都道府県耐震改修促進計画に公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載した都道府県の区域内において、公社は、地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）第 21 条 に規定する業務のほか、委託により、住宅の耐震診断及び耐震改修並びに市街地において自ら又は委託により行った住宅の建設と一体として建設した商店、事務所等の用に供する建築物及び集団住宅の存する団地の居住者の利便に供する建築物の耐震診断及び耐震改修の業務を行うことができる。

2 前項の規定により公社の業務が行われる場合には、地方住宅供給公社法第 49 条第 3 号 中「第 21 条 に規定する業務」とあるのは、「第 21 条に規定する業務及び建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 30 条第 1 項に規定する業務」とする。

**（独立行政法人住宅金融支援機構の資金の貸付けについての配慮）**

**第三十一条** 独立行政法人住宅金融支援機構は、法令及びその事業計画の範囲内において、計画認定建築物である住宅の耐震改修が円滑に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮するものとする。

**第八章 耐震改修支援センター**

**（耐震改修支援センター）**

**第三十二条** 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人その他営利を目的としない法人であって、第 34 条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、耐震改修支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援業務の実施の方法その他の事項についての支援業務の実施に関する計画が、支援業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援業務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

（指定の公示等）

**第三十三条** 国土交通大臣は、前条の規定による指定（以下単に「指定」という。）をしたときは、センターの名称及び住所並びに支援業務を行う事務所の所在地を公示しなければならない。

2 センターは、その名称若しくは住所又は支援業務を行う事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

3 国土交通大臣は、前項の規定による届出があったときは、その旨を公示しなければならない。

（業務）

**第三十四条** センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

一 認定事業者が行う計画認定建築物である要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けを行った国土交通省令で定める金融機関の要請に基づき、当該貸付けに係る債務の保証をすること。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供を行うこと。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を行うこと。

四 前3号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（業務の委託）

**第三十五条** センターは、国土交通大臣の認可を受けて、前条第1号に掲げる業務（以下「債務保証業務」という。）のうち債務の保証の決定以外の業務の全部又は一部を金融機関その他の者に委託することができる。

2 金融機関は、他の法律の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受け、当該業務を行うことができる。

（債務保証業務規程）

**第三十六条** センターは、債務保証業務に関する規程（以下「債務保証業務規程」という。）を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 債務保証業務規程で定めるべき事項は、国土交通省令で定める。

3 国土交通大臣は、第1項の認可をした債務保証業務規程が債務保証業務の公正かつ適確な実施上不適当となったと認めるときは、その債務保証業務規程を変更すべきことを命ずることができる。

（事業計画等）

**第三十七条** センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 センターは、毎事業年度、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に係る事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度経過後3月以内に、国土交通大臣に提出しなければならない。

（区分経理）

**第三十八条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる業務ごとに経理を区分して整理しなければならない。

一 債務保証業務及びこれに附帯する業務

二 第34条第2号及び第3号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務

(帳簿の備付け等)

**第三十九条** センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する事項で国土交通省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、センターは、国土交通省令で定めるところにより、支援業務に関する書類で国土交通省令で定めるものを保存しなければならない。

(監督命令)

**第四十条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し、支援業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(センターに係る報告、検査等)

**第四十一条** 国土交通大臣は、支援業務の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、センターに対し支援業務若しくは資産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、センターの事務所に立ち入り、支援業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指定の取消し等)

**第四十二条** 国土交通大臣は、センターが次の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

一 第33条第2項又は第37条から第39条までの規定のいずれかに違反したとき。

二 第36条第1項の認可を受けた債務保証業務規程によらないで債務保証業務を行ったとき。

三 第36条第3項又は第40条の規定による命令に違反したとき。

四 第32条各号に掲げる基準に適合していないと認めるとき。

五 センター又はその役員が、支援業務に関し著しく不適当な行為をしたとき。

六 不正な手段により指定を受けたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

## 第九章 罰則

**第四十三条** 第8条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。

**第四十四条** 第13条第1項、第15条第4項又は第27条第4項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。

**第四十五条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第 19 条、第 24 条第 1 項又は第 41 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第 22 条第 4 項の規定に違反して、表示を付した者
- 三 第 24 条第 1 項又は第 41 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第 39 条第 1 項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
- 五 第 39 条第 2 項の規定に違反した者
- 六 第 41 条第 1 項の規定による質問に対して答弁せず、又は虚偽の答弁をした者

**第四十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 3 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

## 附 則 抄

### （施行期日）

**第一条** この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### （機構の業務の特例に係る委託契約を締結する期限）

**第二条** 第 29 条の規定により機構が委託に基づき行う業務は、当該委託に係る契約が平成 27 年 12 月 31 日までに締結される場合に限り行うことができる。

### （要緊急安全確認大規模建築物の所有者の義務等）

**第三条** 次に掲げる既存耐震不適格建築物であって、その地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものとして政令で定めるもの（要安全確認計画記載建築物であって当該要安全確認計画記載建築物に係る第 7 条各号に定める期限が平成 27 年 12 月 30 日以前であるものを除く。以下この条において「要緊急安全確認大規模建築物」という。）の所有者は、当該要緊急安全確認大規模建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を同月 31 日までに所管行政庁に報告しなければならない。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する既存耐震不適格建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する既存耐震不適格建築物
- 三 第 14 条第 2 号に掲げる建築物である既存耐震不適格建築物

**2** 第 7 条から第 13 条までの規定は要安全確認計画記載建築物である要緊急安全確認大規模建築物であるものについて、第 14 条及び第 15 条の規定は要緊急安全確認大規模建築物については、適用しない。

**3** 第 8 条、第 9 条及び第 11 条から第 13 条までの規定は、要緊急安全確認大規模建築物について準用する。この場合において、第 8 条第 1 項中「前条」とあり、並びに第 9 条及び第 13 条第 1 項中「第 7 条」とあるのは「附則第 3 条第 1 項」と、第 9 条中「前条第 3 項」とあるのは「同条第 3 項において準用する前条第 3 項」と、第 13 条第 1 項中「第 8 条第 1 項」とあるのは「附則第 3 条第 3 項において準用する第 8 条第 1 項」と読み替えるものとする。

- 4 前項において準用する第8条第1項の規定による命令に違反した者は、100万円以下の罰金に処する。
- 5 第3項において準用する第13条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、50万円以下の罰金に処する。
- 6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても当該各項の刑を科する。

附 則 （平成8年3月31日法律第21号） 抄  
（施行期日）

- 1 この法律は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 （平成9年3月31日法律第26号） 抄  
（施行期日）

- 1 この法律は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 （平成17年7月6日法律第82号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年11月7日法律第120号） 抄  
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分、手続等に関する経過措置）

第二条 この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律（次項において「旧法」という。）の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

- 2 新法第8条及び第9条の規定は、この法律の施行後に新法第8条第1項又は第9条第1項の規定により申請があった認定の手続について適用し、この法律の施行前に旧法第5条第1項又は第6条第1項の規定により申請があった認定の手続については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前2条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第五条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検

討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

**附 則 （平成 18 年 6 月 2 日法律第 50 号）**

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

**附 則 （平成 23 年 6 月 24 日法律第 74 号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して 20 日を経過した日から施行する。

**附 則 （平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から施行する。

**（罰則に関する経過措置）**

**第八十一条** この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**（政令への委任）**

**第八十二条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

**附 則 （平成 25 年 5 月 29 日法律第 20 号） 抄**

**（施行期日）**

**第一条** この法律は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**（処分、手続等に関する経過措置）**

**第二条** この法律による改正前の建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定によってした処分、手続その他の行為であって、この法律による改正後の建築物の耐震改修の促進に関する法律（附則第 4 条において「新法」という。）の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

**（政令への委任）**

**第三条** 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

**（検討）**

**第四条** 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(3) 耐震改修促進法施行令改正の概要(平成31年1月施行)

6ページに記載した「耐震改修促進法改正の概要」のうち、通行障害建築物となる建築物として、一定の長さ及び高さを超える組積造の塀を追加する必要があるため、平成31年施行の施行令改正により耐震診断義務化の対象に追加された、通行障害建築物に附属する組積造の塀の要件について、以下に示す。

以下に、該当する建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成七年十二月二十二日 政令第四百二十九号)の第4条を再掲する。

(通行障害建築物の要件)

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該前面道路の幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該前面道路の幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離)を加えた数値を超える建築物(次号に掲げるものを除く。)

イ 当該前面道路の幅員が十二メートル以下の場合 六メートル

ロ 当該前面道路の幅員が十二メートルを超える場合 当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

二 その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ)を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離(これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離)を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であって、建物(土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの(これに類する構造のものを含む。)をいう。)に附属するもの

## (4) 建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)(抜粋)

## (保安上危険な建築物等に対する措置)

**第十条** 特定行政庁は、第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる建築物その他政令で定める建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第 3 条第 2 項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)について、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となり、又は著しく衛生上有害となるおそれがあると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用中止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを勧告することができる。

2 特定行政庁は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。

3 前項の規定による場合のほか、特定行政庁は、建築物の敷地、構造又は建築設備(いずれも第 3 条第 2 項の規定により第二章の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けないものに限る。)が著しく保安上危険であり、又は著しく衛生上有害であると認める場合においては、当該建築物又はその敷地の所有者、管理者又は占有者に対して、相当の猶予期限を付けて、当該建築物の除却、移転、改築、増築、修繕、模様替、使用禁止、使用制限その他保安上又は衛生上必要な措置をとることを命ずることができる。

4 第 9 条第 2 項から第 9 項まで及び第 11 項から第 15 項までの規定は、前 2 項の場合に準用する。

## (5) 建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)(抜粋)

## (勧告の対象となる建築物)

**第十四条の二** 法第 10 条第 1 項 の政令で定める建築物は、事務所その他これに類する用途に供する建築物(法第 6 条第 1 項第 1 号 に掲げる建築物を除く。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 階数が 5 以上である建築物
- 二 延べ面積が 1,000 平方メートルを超える建築物

(6) 消防法(昭和 23 年法律第 186 号)(抜粋)

第2条 この法律の用語は左の例による。

2～6 (略)

7 危険物とは、別表第1の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するものをいう。

8～9 (略)

別表第1

| 類別  | 性質             | 品名                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-----|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第一類 | 酸化性固体          | 1. 塩素酸塩類<br>2. 過塩素酸塩類<br>3. 無機過酸化物<br>4. 亜塩素酸塩類<br>5. 臭素酸塩類<br>6. 硝酸塩類<br>7. よう素酸塩類<br>8. 過マンガン酸塩類<br>9. 重クロム酸塩類<br>10. その他のもので政令で定めるもの<br>11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの                                                                                   |
| 第二類 | 可燃性固体          | 1. 硫化りん<br>2. 赤りん<br>3. 硫黄<br>4. 鉄粉<br>5. 金属粉<br>6. マグネシウム<br>7. その他のもので政令で定めるもの<br>8. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの<br>9. 引火性固体                                                                                                                               |
| 第三類 | 自然発火性物質及び禁水性物質 | 1. カリウム<br>2. ナトリウム<br>3. アルキルアルミニウム<br>4. アルキルリチウム<br>5. 黄りん<br>6. アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属<br>7. 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。)<br>8. 金属の水素化物<br>9. 金属のりん化物<br>10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物<br>11. その他のもので政令で定めるもの<br>12. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの |
| 第四類 | 引火性液体          | 1. 特殊引火物<br>2. 第一石油類<br>3. アルコール類<br>4. 第二石油類<br>5. 第三石油類<br>6. 第四石油類                                                                                                                                                                                  |

|     |         |                                                                                                                                                                                   |
|-----|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     |         | 7. 動植物油類                                                                                                                                                                          |
| 第五類 | 自己反応性物質 | 1. 有機過酸化物<br>2. 硝酸エステル類<br>3. ニトロ化合物<br>4. ニトロソ化合物<br>5. アゾ化合物<br>6. ジアゾ化合物<br>7. ヒドラジンの誘導体<br>8. ヒドロキシルアミン<br>9. ヒドロキシルアミン塩類<br>10. その他のもので政令で定めるもの<br>11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの |
| 第六類 | 酸化性液体   | 1. 過塩素酸<br>2. 過酸化水素<br>3. 硝酸<br>4. その他のもので政令で定めるもの<br>5. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの                                                                                                    |

## 備考

- 一 酸化性固体とは、固体（液体（1 気圧において、温度 20 度で液状であるもの又は温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（1 気圧において、温度 20 度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 二 可燃性固体とは、固体であって、火炎による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 三 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 四 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第 2 号に規定する性状を示すものとみなす。
- 五 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 六 マグネシウム及び第二類の項第 8 号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 七 引火性固体とは、固形アルコールその他 1 気圧において引火点が 40 度未満のものをいう。
- 八 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 九 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。

- 十 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあっては、1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。）であって、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 十一 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他 1 気圧において、発火点が 100 度以下のもの又は引火点が零下 20 度以下で沸点が 40 度以下のものをいう。
- 十二 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他 1 気圧において引火点が 21 度未満のものをいう。
- 十三 アルコール類とは、1 分子を構成する炭素の原子の数が 1 個から 3 個までの飽和一価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十四 第二石油類とは、灯油、軽油その他 1 気圧において引火点が 21 度以上 70 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十五 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他 1 気圧において引火点が 70 度以上 200 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十六 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他 1 気圧において引火点が 200 度以上 250 度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 十七 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1 気圧において引火点が 250 度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
- 十八 自己反応性物質とは、固体又は液体であって、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 十九 第五類の項第 11 号の物品にあっては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- 二十 酸化性液体とは、液体であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 二十一 この表の性質欄に掲げる性状の 2 以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。